

委 員 会 録

- 名 称 決算特別委員会（２日目）
- 日 時 令和５年９月２１日午前９時３０分から至午後３時２２分
- 場 所 和束町議会議場
- 出席委員 委員長 村山 一彦 副委員長 畑 武志
委員 ８名 欠席 ０名
- 説明出席者 町長 副町長 管理職員
- 議長等 議長 吉田 哲也 副議長 村山 一彦
議会事務局 局長 細井 隆則 書記 西田 絵美

令和 5 年和束町決算特別委員会

○委員長（村山一彦君）

皆さん、おはようございます。

一昨日に引き続き、決算特別委員会を再開いたします。

委員の皆様をお願いします。

令和 4 年度の決算特別委員会は本日 1 日限りとなりました。令和 4 年度事業の審査に関する質疑をお願いいたします。そして、スピーディーな議事運営にご協力をお願いします。

また、一昨日同様、質問される委員は、最初に何ページのどの項目かを明確にし、質問してください。

それでは、質疑を続けます。

9 番、岡田委員。

○ 9 番（岡田 勇君）

今、委員長がおっしゃったとおりに、一昨日の質問等につきましては、水道の値上げ云々ということにつきました。それだったら議運の委員長として時間をもっと 2 日も 3 日もしなくてはならないようになりますので、その件については馬場町長が明確に答えられたらいい。馬場町長に我々が納得できるようなことで、町長としての立場上お願いしたいんです。

今、申し上げたように、議論をさせていただきました。それは基本料金を減額するのかどうかということでもあります。水道料金ですけども、今から 2 年前の令和 3 年 9 月議会で議決されたものであります。私はその当時を振り返りますと、西和束地区、それから木屋地区を含めた統合簡易水道事業を完了し、安心できる水道が全てに供給されることとなり喜んでいたことが記憶にあります。本来であれば、この西和束地区・木屋地区の事業を始めるときに水道料金の見直しの議論をすべきところを遅れて

いたことが大きな原因であります。それは他の議員も承知しているところであります。

私は以前から水道料金の値上げは仕方がないものであるという立場でおりましたけれども、議会と協議を行い、５年先、１０年先の計画的な料金を行うべきであり、住民の負担が大幅にならないようにと堀町長にも何回も何回も議論してたんですけども、その理解が得られなかった。だから、私は当時の議案に反対した理由であります。

それから、２年が経過しましたが、今の状況はどうでしょう。皆さんもよくご存じですけども、特に下水道整備がされていない白栖区・石寺区・撰原区・下島区は、昭和４８年から５２年頃にかけて整備されたもので、約５０年経過しております。昨年から本年にかけては水道本管の破損や漏水が多く発生しており、道路上で大きな事故が起こる危険があることから、早急に本管の入替えをしなければならない状況であります。事業を実施しようとするれば当然財源が必要になりますが、水道会計は水道事業者と行政が一定の割合で負担することになっています。

以上のことから、西和東地区の水道整備に係る費用については、水道料金をさらに上げないと事業ができないと思います。また、負担の公平性も考える必要があると思いますが、一番初めに私も言いましたように、谷水・井戸の水の利用実態を調査して、西和東地区の水道の利用がどうなのか、和東町全体の利用がどうなのか、試算できる資料をまず整理して、和東町議会と協議を行い、皆さんにも納得のいく根拠を持って水道事業の在り方、将来の水道料金の値上げ実施を計画すべきだと考えておりますが、馬場町長のお考えをお願いしたいと思います。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁いたします。

今の岡田委員のご質問でございますが、まさにそのとおりだと私も思っております。実際のところを言いますと、統合簡水を始めた頃の工事計画から見ますと、最終完成

までに事業費が約３倍近くになっております。この辺のところから言いますと、かなりの負担が起こっているというのも現実でございます。これをできる限り一般会計からの繰り出しを基準内で行うことで一定の救済措置を国のほうからいただくと、これは高料金対策ということになるんですけども、こういうことでいただくという方向性を持ってきました。

ただ、ご指摘のとおり、本来であれば平成２０年早々に料金改定の議論を行わなければならないということがあったのも事実かも知れません。それが平成３０年を超えて令和に入ってから改定となりましたので、今回の改定についてはかなり大きな改定をさせていただいたということは私も理解をしております。それは２年前の議会で議論もさせていただいたというところにあると思います。

それを踏まえまして、今、岡田委員がおっしゃっておられる実際のところを言いますと、和東町の水道の利用実態につきましては、上水道の使用プラスアルファで旧来からございます谷水、それから井戸の水等がございます。これは下水へも反映していることになると思います。この辺の実態については調査をし、実態調査を行った上で次の事業に取りかかりたいというのは私も同感をしておりますし、そういう形で担当課のほうには指示をしたいというふうに思っておりますので、ご理解のほうをいただきたいと思います。

なお、今、岡田委員のほうからは次回の値上げがございましたけども、できる限り値上げをしなくてもいいような形を取りながら次の事業の立案をしたい。

ただ、一昨日も答えましたけども、かなりの物価高騰が来ております。この辺につきましては一定の事業者負担、それから利用者負担ということになることも想定されますので、その点につきましては、さらなる議論を加えた上で取り組みたいというように思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（村山一彦君）

９番、岡田委員。

○ 9 番（岡田 勇君）

今の答弁で前向きであるということが分かりましたので、できるだけ町民に負担がかからないように実施していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（村山一彦君）

5 番、井上委員。

○ 5 番（井上武津男君）

それでは、私のほうから、令和 4 年度の下水道会計から質問させていただきます。

接続率は今どれぐらいになっているか、それについてお聞きしたいです。

○委員長（村山一彦君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

お答えいたします。

処理人口が 2, 2 7 4 人、接続人口 1, 6 7 6 人で、接続率は現在のところ 7 7 . 1 % です。

○委員長（村山一彦君）

5 番、井上委員。

○ 5 番（井上武津男君）

ここ数年間における接続率の伸びはどのようになってきていますか。

○委員長（村山一彦君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

先ほど述べましたのが令和 4 年度、令和 3 年度の分なのですが、処理人口が 2, 2 0 6 人、接続人口が 1, 6 6 4 人で 7 5 . 4 % でございますので、令和 3 年度から令和 4 年度、処理人口がマイナス 3 2 人、接続人口がプラス 1 2 人、接続率がプラス 1 .

7 %となっております。

○委員長（村山一彦君）

5 番、井上委員。

○5 番（井上武津男君）

ありがとうございます。

接続率アップに対する方策というものは考えておられるのでしょうか。接続率を上げる方策は、今、持っておられるのでしょうか。

○委員長（村山一彦君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

持ち合わせ資料がございませんので、すみません。

○委員長（村山一彦君）

5 番、井上委員。

○5 番（井上武津男君）

同じ質問を町長にしていきたいと思います。接続率のアップに対する方策というのはどのように考えておられますでしょうか。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

建設事業課長が答えましたとおり、接続につきましては現状のようになっています。接続の奨励ですけれども、当初には3年間の間に接続してほしいと、これは下水道法の中で決まっているものがございます。その関係で接続をしてきたというのが現実でございます。令和3年・4年と近年を見ますと、新築の家もしくは既存の建て替えの家の改修等がございまして、それで接続率が上がっている状況で、今も接続してい

ただきたいということは「れんけい」等の広報には入れておりますけれども、なかなか一定の接続がされた後につきましては伸びが少ないという状況でございます。

○委員長（村山一彦君）

井上委員。

○5番（井上武津男君）

これからは町長に対する質問でございますけれども、将来ポンプアップするための2台ずつのポンプ交換が必要であると考えておりますけれども、大体いつ頃にこれがピークになっていくか、この点についてもお聞きしたいです。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、今の答弁をさせていただきます。

実際のところを言いますと、平成12年に下水道は供用開始をしております。ポンプ等の機械につきましては15年が耐用年数ということになりますので、既に耐用年数は経過しているという状況の中にあると私は考えております。ただ、現状のポンプにつきましても、オーバーホールなどを行いながら、日々の整備の中で長寿命化という形を取っております。これにつきましては、昨年来から行っていますストックマネジメント等々で今後の改修についての計画をあげていきたいということで考えておりますが、現時点ではかなり老朽したものをしっかりとメンテナンスを行いながら使っているという状況でございます。

○委員長（村山一彦君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

意見書にもありましたが、財政悪化させないために値上げを考えていかなければならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

先ほど岡田委員のほうからも出ましたように、旧西部水源の水道がかなり老朽しております。これも含めまして、老朽の箇所がメンテナンスの中ではかなり大きく出てきております。現状では橋のメンテナンスも同様でございます。全てを計画的に行っていくという形で考えております。これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたように、利用者負担等々については今後も検討する必要があると思っております。

○委員長（村山一彦君）

井上委員。

○5番（井上武津男君）

結局、水道と下水道共に値上げを考えていかなければならないと、このように考えておられるのでしょうか。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

できる限り住民負担が少ないような形で行っていきたいということでは思っておりますけれども、その部分は今後検討の中で、これも下水道委員、水道委員等々の協議の中で検討していく課題でございますので、現時点で値上げをいつするとか、料金改定を行うとかという件につきましては答弁をするのは控えさせていただきます。

○委員長（村山一彦君）

4番、高山委員。

○ 4 番（高山豊彦君）

それでは、私のほうから何点か質問させていただきます。

まず、決算事項別明細書の 42 ページですね。ここに和東茶ブランド新商品開発事業というのがあります。また、102 ページには和東茶ブランド確立事業と和東茶産特産品開発事業というのが記載されております。内容を見ますと同じような事業ではないかなというふうに思うんですが、それぞれの事業の目的と昨年度どのような取組をされたのか、このあたりについて担当課長のほうからご答弁願えますか。

○委員長（村山一彦君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

はい、高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、和東茶ブランド新商品開発事業というところでございますので、和東茶のブランド化を新商品化させていただきまして、それに補助をしていくという事業でございます。令和3年度から実施させていただいているものでございます。

和東町の特産品である和東茶につきましては、2025年度大阪万博を契機として、ブランド化や6次産業を一層推進することを目的に、複数の事業者が協働して実施する事業を支援させていただくというものでございます。和東茶の振興や消費拡大を促進させていただくということとともに、地域経済の発展に資するため交付する補助金ということでございます。

内容につきましては、町内業者とお茶生産者が3者以上ということが決まりとなっているところではございますけども、その方と町外の事業者とマッチングさせていただき、相互の効果を生み出すような斬新な取組を支援するというものでございます。

以上です。

○委員長（村山一彦君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

高山議員の和東茶ブランド確立事業委託料についてご説明させていただきます。

和東茶ブランド確立事業の委託料につきましては、株式会社TCIへの委託事業となっております。2025年開催の大阪万博に向けまして、日本を代表する茶産地として再認識される期待があり、そのためには和東のお茶ブランドとしての価値を高める必要があります、和東のお茶のブランドを確立するための事業を実施しております。

令和4年度の主な内容につきましては、ブランドロゴの作成、それに使用します写真の撮影、PR用のウェブサイトの制作等を行いました。

以上です。

○委員長（村山一彦君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

それぞれ和東茶を維持していこうという取組だなというふうに思っております。

次に、38ページに文化的景観調査事業というのがございます。この目的をお願いできますか。

○委員長（村山一彦君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、景観保護と農業振興を両立させた景観条例に基づきまして、景観を生かしたまちづくりの推進を図っていくということでございます。

鎌倉時代から培ってきた和東町独自のなりわい景観につきまして、住民協働と次世代へつなぐことを目的に実施させていただいているという事業でございます。

以上です。

○委員長（村山一彦君）

4 番、高山委員。

○4 番（高山豊彦君）

これの文化的景観ということで、重要文化的景観として認定されれば、その登録という形になるかと思うんですが、今も言われましたような、なりわい景観をそういった形で登録された場合、そのメリットは何があるか。

○委員長（村山一彦君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

委員のご質問にお答えさせていただきます。

景観を継承していくために、今、文化的景観の保存計画の策定というのを令和5年度から取り組まさせていただきます。国の選定が受けられれば重要的・文化的景観ということの指定をさせていただきますので、国などの補助を受けまして整備や保護、また固定資産税等の節税の優遇措置も受けられるというところでございます。

以上です。

○委員長（村山一彦君）

4 番、高山委員。

○4 番（高山豊彦君）

いろいろ税的な優遇も受けられるというようなことでございました。

以前から議論もされておりますけれども、やはり茶畑景観ですね、茶産業が維持できて初めてこういった様々なことが生きてくるのかなというふうに思うんですね。今まで見てますと、いろんなブランド化につながるような新商品の開発であるとか、いろいろされてこられたと思うんですが、私の認識不足かも知れませんが、今、実際継続して商品が販売されているのは和東茶のペットボトルのお茶ですね、これぐらいが世間一般的に周知されているものではないかなというふうに思うんですね。それ以

外にもいろいろ商品としては開発されたわけですが、その後、継続して事業としてつながっていったと思うんですね。これは先ほど申されましたように、やはり新商品を開発された方が町内の中で事業を起こしてないことが原因としてあるんじゃないかなというふうに思うんですね。ですから、やはり和東茶のブランドですから、町内でそういった商品開発をして、また継続して販売できるような事業化、そういうシステムを構築しないとなかなかそれは継続できないんじゃないかなというふうに思います。

それと、お茶農家の中で担い手不足というのが大きな課題としてあるわけですね。今、町外から移住者の方が茶畑を受け継いで生産をされている方もおられます。また、一方で、先祖代々守られてきた茶畑を必死の思いで守っておられる方もおられるわけですが、やはりそれをどう維持していくのか、これをしっかり構築していかないと、今、取り組んでおられるブランド化であるとか、いろんなことがつながっていないだろうというふうに思うんですが、今後そのあたりどのように今のこの事業を和東の茶産業につなげていこうとされているのか、そのあたり町長はいかがですか。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の高山議員のご質問でございますが、ブランド化といいますと、単に商品を開発するということではなく、ブランドをつけるというのは付加価値をつけることになりますので、付加価値をつけることで新たな商品を作ることと、もう一つは、魅力ある経営をするということに尽きると思います。

担い手の部分でございますが、確かに私が現職の職員の頃には、茶農家が400強ございましたけども、今は250ぐらいになっていると思います。確かに担い手は減ってきてます。その分、農家のほうにつきましては農地の集約が進んでいまして、一定の面積を増やされているというのが現実でございます。これをできる限りブランド

化をすることによって和東町というブランドを立ち上げ、商品価値を上げると。

農産物につきましては、特に商品として出した場合、買い手側に全てのことが委ねられるということが多くございますので、それをできる限り生産者側で一定の意見が言えるというようなことに進められるようブランド化を目指しているということでございます。魅力ある農業をすることによって担い手も確保していきたいというのが今のブランド化の事業の根底にあると思います。

○委員長（村山一彦君）

4 番、高山委員。

○4 番（高山豊彦君）

今、町長のほうからご答弁いただきました。やはり魅力ある茶産業にしていけないといけないということでございます。そのことによって担い手もつくられていくというか、継続されていくのではないかとということでございますけれども、やはりその中で、今、お茶農家は非常に高齢化しているわけですね。その中で継続していくためには、今もおられますけども、町外からの移住者のお力もお借りしながら継続ということも考えていけないといけないだろうというふうに思いますし、また生産者だけで販路拡大なり、いろんな商品の開発なりってなかなか難しいものもあるかと思います。生産しながら、またいろんな開発をして販路拡大という、やはり大きな規模の事業にしていけないとなかなかそこまで手が回らないだろうというふうに思うわけですが、そういう中で、町外からのそういった担い手を見いだしながら継続していくということも今後重要になってくるのではないかなというふうに思うんですが、そのあたり、お茶農家の中には保守的といいますか、代々受け継がれてきた手法で茶業をされている方もおられます。

一方で、新たな方向を見いだすために、ネットを通じて販路を拡大したり、またいろんな取組をされている方も中にはおられるわけですが、そういったところのバランスですね、今後どういったバランスを取りながら、またいろんな協力をいただける方

には協力をいただきながら茶業を維持していけるのかという、そういった取組が行政主導でそういう方向性を見いだしていく必要があるのかなというふうに思うんですが、そのあたり町長、お願いできますか。

○委員長（村山一彦君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

まさにそのとおりだと私も感じております。

一例をいいますと、湯船地域はかなり高齢化も進みまして、茶農家がかなり減ったというところに1事業者が入りまして、そこを担いながら店を出していくというようなことも今やってくれています。こういう形で外からの人が一つの地域を何とか再生しようというふうな形で取り組んでもらっている方もおられます。

また、反対には、昔から受け継いだ自分の先祖からの財産を守りながら古来の茶業を進めていこうという方もおられます。ここについてはかなりバランスの難しいところでありまして、保守派と改革派ということになるんですけども、まちづくりにつきましては、地のものと風のものという形があります。特に外から入ってきた人に頑張ってもらって風を吹かせてもらう、地のものは地元のことをしっかりと考えながら新たな農業の在り方を考えるということで、できるだけマッチングがしやすいような、できるような行政運営をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○委員長（村山一彦君）

高山委員。

○4番（高山豊彦君）

茶業をしていない私がこのようなことを言うのも何なんですけど、ぜひ、そういった和束茶として産業が維持できるように努力いただきたいというふうに思います。

先ほど井上委員のほうから下水道事業についての質問がございました。今年2月に

下水道委員会を開催されて、その後また今年度に入ってからされているということでございます。これにつきましては私もこれまで何度もこの質問をさせていただいてきたところでございます。やはり一番問題なのは、毎年、一般会計から１億数千万円の繰入金があつて、それで経営が維持されているということだろうと思います。一方で、先ほどありましたが、ストックマネジメント計画に基づいて、これから事業を進めていかないといけない。それについてもやはり大きな財政的な負担というのも伴ってくるだろうというふうに思うわけです。

その中で、今回、下水道委員会の中で、先ほど町長のほうから料金の関係の検討というのにも必要になるだろうというお話もございましたが、そもそも和東町として下水道の在り方、汚水処理の在り方、こういったものを下水道委員会の中でも将来的に持続可能な雨水処理というのを検討していただく必要があるだろうというふうに思いますので、そのあたりのお考えは町長いかがですか。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

まずもって今回、下水道委員に集まっていたきながら説明しておりますのは、現状の下水道事業はどのようなものであるかということでございます。これにつきましては、先ほど井上委員からもご質問がございましたように、かなり老朽化が進んでいると、この現状を今後どうしていくのかということでございます。

それに併せまして、行政としましては、今、使っている施設をどれだけ長寿命化できるかということに尽きると思います。これをできる限り延ばしたいというのが現状でございます。ほかの事業との兼ね合いもございますので、予算を全てそちらに持っていくわけにいかないということもございますので、これは利用者負担ということにはね返ってくる部分もございます。これは岡田委員、井上委員、高山委員の全てのご

意見のところで共通するところがございます。それを含めながら、下水道につきましては、今後抜本的な考え方を持ってかからないとなかなか難しいという状況でございます。

これは何が一番大きな原因かといいますと、人口減少というものがございます。これにつきまして利用者が減ることになりますと、その分、負担が大きくなってくるといのもございますので、そのあたりも十分踏まえながら、第2回の下水道委員会では私のほうに報告が来ておりますのは、現状の施設を見ていただいたというところで、施設がどうであるかということの調整がございます。

また、大きく見ますと、近隣の市町村では下水道整備計画率は100%という市町も出てきております。こういったところで大谷処理場の在り方も考えながら、全てのことを含めた下水道の在り方、これは環境問題にも関連しますので、そこも併せて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（村山一彦君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

一般会計の70ページに関わりまして総合保健福祉施設建設の関係で、中でも総合保健福祉施設整備設計業務委託料に関わって幾つかお聞きしたいと思っております。

施設の整備につきましては、先日、請負契約等も結ばれていくという中で、一定具体的に進みつつある中で、今後オープンに向けて住民の中でも期待も高まると思えますし、私自身も造られるのであれば、よりよいものを造っていただきたいというふうには思っております。

それだけに、この事業の建設の経過においてやはり不透明さを残してはならないというふうに思うんですね。やはり説明責任をどの部分についても果たせるということが大変大事だというふうに思っております。

それで、今回質問させていただきますのは、いわゆる設計業者の選定にかかわる問

題です。この問題というのは、令和３年度の終盤に報道があつて、選定委員会が１位に押した業者に優先交渉権を与えずに２位の業者と同列扱いにする中で、結果的に２位の業者と契約した、そのことがいわゆる募集要項にも反するんじゃないかというような問題提起があつたというふうに思います。

その後いろいろ経過がある中で、令和４年度においても６月ぐらいに当時の堀町長からも全員協議会の場で一定説明をいただいたけれども、なかなか前向きなお話はなかったというような状況がございました。そういう状況の中で、住民の中にもいまだにあれは一体どういうことなのかというような疑問を持っておられる方も一定数おられるのも事実でございます。それだけに、改めてこの件について幾つか確認も含めてしていきたいと思うんです。

それで、まず確認したいと思うんですけども、改めて、当時、町が策定されたプロポーザル参加業者の募集要項を読みますと、審査方法として策定委員会が評価を選定基準に基づき行い、評価点の合計が最も高いものを第一優先交渉権者として選定するとし、契約の締結として、町は第一優先交渉権者に選定したものと協議し、協議が整わない場合に審査の得点上位のものから順に協議というふうになっております。

改めてお聞きしますけども、町としては、この募集要項の何を根拠にして、いわゆる先ほど言いましたような対応をされたのか、そこを明確にいただけますか。

○委員長（村山一彦君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（但馬宗博君）

岡本委員のご質問にお答えいたします。

募集要項では優先交渉者２者を決定し、その後、契約に関する交渉を進めるというのは確かでございます。しかしながら、報告いただきました得点というところの１点未満ということで、これに関して町長のほうでお考えいただき、裁量権を持って２者と交渉を進めるという形になったところでございます。

以上でございます。

○委員長（村山一彦君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

いわゆる募集要項には、そういう僅差だから2社を同列扱いしてよろしいというような根拠になるような文章はないんじゃないかと思うんですね。そういう意味で言いますと、こういったことがあった後に、2022年3月に設計受注社が受注を受けられた今やっけていただいているシーラカンス、それから1位の業者だったらテコの両方から声明が出されました。選定経過に関する詳細な説明を求められておりました。とりわけ受注を受けたシーラカンス自身が声明で、2月22日に同趣旨の要望をしました。同趣旨というのは説明してほしいということですね。そういう趣旨を要望したけれども、それに応じた情報公開をしていないことを遺憾に思うと。改めて和束町には公共事業としての公正さに疑いをはさまれないような設計者選定に関する情報公開を求めたいというふうに述べておられます。これはやはり1位でありながら優先権が得られなかった業者が言うということはよくあると思うんですけども、契約を締結した業者からも異議の声が上がっていると。これは3月20日の話なんですね。これは大変異例だというふうに思うんですね。

そういった意味で、もう一度確認しますが、このシーラカンスの声明の中でも言われておりますように、先ほど課長が裁量権に基づいてと言われましたけども、いわゆるこれは通常とは異なる選定方法になるというふうにシーラカンス自身言っているんですね。そういうことでよろしいかということと、あと、こういった声明について町としてなぜこのような声明をシーラカンスは受注を受けたにもかかわらずこういう声明を出されたのかということはどういうふうに受け止めておられますか。

○委員長（村山一彦君）

副町長、答弁願えますか。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

まず、大事なのは、和束町がこういう形で決定させていただいたということは、両方の業者にはきちっと通知をさせていただいております。そして、選定委員会にもこういう措置を取らせていただきますというできちっと通知をさせていただいております。そして、両者の業者が来ていただきました。来ていただいたということは、こういった措置が分かりました、納得しましたということで解釈しております。

そういったことでそれぞれ交渉させていただいて、初めにそれぞれの業者から、まず交渉に入る前に何かこの件についてございますかということもきちっと尋ねております。そういった記録も全部残しております。そういった中で交渉させていただいて、最終的にシーラカンスに決めさせていただきました。

その後、シーラカンスがああいった声明を出されたことについては、私もよくないと思ひまして、すぐに業者に来ていただきまして事情を聞かせていただいております。そういった中で、それぞれいろんな誤解があったと思うんですけれども、法的な結果としましては、お互い何か交渉したとか、向こうからそういったクレームが入ってきたとか文書が入ってきたとか、裁判沙汰になったとか、弁護士が入ってきたという、そういったことは全然ございません。ただ、感情的にはそういったことが出てきたということは間違いございませんけれども、それに対しては町とてもきちっと対応させていただいておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（村山一彦君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

質問に答えておられません。いわゆる通常とは異なる選定方法ということはお認めになりますかというふうに聞いております。

シーラカンスの声明の中に、和束町より確かに上位 2 者との交渉により選定するこ

とになったという通知を受けたというふうには書いてあります。ただ、弊社としては、和束町と審査委員会の間で検討した結果、そのような結論に至ったんであろうと理解しておりました。先ほど言った、通常とは異なる選定方法になるので、その経緯については審査結果発表時に和束町より説明がなされるであろうと思っておりました。それゆえ、そういった説明がなかったことに非常に困惑しておりますというふうに述べておられるんですね。だから、通知したからといって納得しておられなかったということですね。しかも、この3月20日より1か月も前に、ちゃんと説明してほしいと言っているのに、いまだに何もないというふうに言っておられるんですね。

もう一度お聞きしますけども、通常とは異なる、少なくとも募集要項にはない形で選定を行ったことは事実ですね。いかがですか。

○委員長（村山一彦君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

これにつきましては、選定委員会にもちゃんと通知をさせていただいておりますし、委員長にも報告させていただいております。こういう形でやらさせていただきますので、よろしいですかということでご了解いただいておりますので、その点よろしく願います。

○委員長（村山一彦君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

通常とは異なる選定方法になるということと言われたということですね。そういうことでよろしいですね。これは募集要項には基づいてないんだということで、選定委員会にも通知されたということですね。そういうふうに今、確認しておきますよ。通常とは異なる方法でしたと、募集要項にはなかったんですということでもよろしいですね。よろしいということで確認しておきます。

その上でですね、いろいろ言われましたけども、副町長が言われるように、そういう形になっているのに、その後もずっとね、3月20日にこういう声明が出される。25日にはテコさんから声明が出される。その後いわゆる建築学会とか建築者協会とか、そういうところからも今回の事態についてはちょっとおかしいんじゃないかという、そういったことが声明のところで出されるというのは事実ですよ。これは町としての対応が大変誤っていたと、説明が足りなかったと、ちゃんと説明されていないことの証拠じゃないんですか。そこをもう一回そういうことだったということで、副町長としてちゃんと答えていただきたいんです。

私ね、副町長の責任は大変重いと思うんですよ。副町長は選定委員のメンバーですよ。選定委員のメンバーで1位の方を選んでおきながら、今度は行政の側に回って違う方法で2位の方も含めて同時にやるということを決められたという二重の対応をされているんですけど、これは大変問題があると思いますよ。その辺、僅差だからと言われたけども、前も堀町長に聞きましたけどね、その僅差というのはどういう基準があるんですか。例えば、何点までやったら僅差だということ判断できる、裁量権を発揮できるという基準でもあるんですか。そういうことをちゃんと説明してほしいというのが業者さんの思いだと思うんです。

さっきあったように、公正さが発揮するようにしてほしいと。こういう声明を出されたのは、業者としても受けるからには疑義を持たれたくないわけですよ。2位だったのに何で自分とかが選ばれたのか。しかも優先権ももらって何で選ばれたんだろうかという、そういうような疑問があったわけですよ。当たり前ですよ。そういうことに対してちゃんと丁寧に説明してほしいというのが要望だったんじゃないですか。そのあたりも含めて、どういう説明をされたんですか。そこもちゃんと説明いただけますか。

○委員長（村山一彦君）

岡本委員、プロポーザルの件はその前の年の案件ではなかったと思います。

○ 6 番（岡本正意君）

違います。

○委員長（村山一彦君）

だから、令和 4 年度の。

○ 6 番（岡本正意君）

4 年度に全員協議会も開いてその説明を求めていますし、町長も説明されてます。

○委員長（村山一彦君）

町長の説明は確かに受けました。

○ 6 番（岡本正意君）

だから、継続問題です。

○委員長（村山一彦君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、立場の問題なんですけれども、私も行政として選定委員会に入っております。それで副町長として行政におりますけれども、これは皆さんも同じで、それぞれの立場で審議会の議論をするということになります。また、行政は行政で町長がおられますので、そこの指示に従って一定の方向性を決めていくと、これは仕方がないと思います。だから、皆さんも同じで、全てイコールということは絶対ないと思います。

それと、テコさんとかの声明なんですけれども、最後テコさんもこういった形になりましたけれども、最後はいいものを造っていただいて、和東町の発展に尽くしてくださいという声明も出されております。それはいろんな業界の関係で立場の問題とかあって、ああいったいろんな声明を出されたと思うんですけれども、結果的には、両業者が来て納得して、そしてうちの判断に基づいてやらせていただいて、後、何もそれぞれクレームも入ってませんし、訴訟も起こってませんし、そういったことで終わっ

ているということで最終はご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（村山一彦君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

結局、何も説明されてないと思うんですよね。要は、2 位の業者を最終的に選ぶということは、募集要項でも十分可能なわけですよね。1 位の業者と協議して折り合わなかったら次の業者にというふうになってたわけですから、制度上は、その上で次のシーラカンスさんと話し合って、あなたにしますということはできたわけです。それはそういうことしか要項ってないわけだから、それしか書いてないわけだから、もし次に何かもっと裁量権を持たせるような行為をやりたいなら持たせたらいいかもしれないけど、どう見たって業者も困惑されているわけですよね。どう見たって1 位の業者とやりますというふうになってるわけだから、そこをあえて曲げてこういうことをするという意味が分からないというのが多くの住民の皆さんの思っていることなんです。そこに対して何の説明もないと。

単に裁量権を行使しただけだというのは説明になってないと思うんですよね。いわゆる不透明さを残したまま、業者の方とかがいろいろその後、何も言ってこられないから別に問題ないだろうということで済まそうとしているというね、自らのルールを破ってこういうことをやったということについての説明をちゃんと尽くすということがなかったら説明責任を果たしていることにならないと思うんですよ。その辺、なぜあえてそういう方法を取ったのかということをもうちよつとちゃんと説明していただけます。私も裁量権しか聞いてなくて、今までちゃんと説明を受けたことがないんですよ。そこをちゃんと説明していただいて納得させていただきたいなと思うんですけども、いかがですか。

○委員長（村山一彦君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

繰り返しになりますけれども、その件につきましてはきちっと委員会にも説明しておりますし、関係者にも説明させていただいております。

そして、両業者にも、こういう形でやらせていただきますということで正式に文書も公文で送らせていただきまして、それに納得していただいて交渉に臨んでいただいたということが結果ですので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（村山一彦君）

岡本委員、最後です。

○6番（岡本正意君）

これは笑い事じゃないんですよ。ご存じだと思いますけども、さっき言ったように、そこまでやっているのに問題ないと思っているわけでしょう。にもかかわらず、その後、いわゆる業界全体の問題として和束町のケースというのは大変問題だと言われているんですよ。

結論として、あなたが言うように、業者とか文句言っていないから別に問題ないんだとは言っていないんですよ。要は、プロポーザル契約の在り方そのものが問われるケースだと言われたんですよ。結局、和束町の契約の問題に関する信頼性を失墜したということなんですよ。それぐらいの重大な問題だということで考えずにですよ、自分たちが無理を押し、全然説明してくれないし、これ以上言ったってしゃあないなという感じでなっただけの話だと思えるんですよ。だから、その辺、なぜルールに基づいた対応をしなかったのかということを最後まで説明もせずにこういうことをやったというのは和束町としての信頼を傷つけて、シーラカンスが言っているように、契約の公正さを歪めるような対応をしたということです。そこはちゃんと自覚していただいて今後の教訓にしていいただかないと、そういった意味で住民からも信頼されないと思いますので、この件についてはちゃんと反省していただきたいなと思うんですけど、そ

の反省はないんですか。

○委員長（村山一彦君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

岡本委員も建設委員会の記録を見ておられると思うんですけども、そこに委員長として学識経験者でプロポーザルの副委員長を務めていただいた方が委員長をさせていただいております。この件について委員から質問がありまして、委員長の見解としては何の問題もありませんということをきちっと言っておられます。そして、この問題については町長もいろいろそこで答弁されているわけなんですけれども、学会としてこれは一つの件として今後また考える必要はあるだろうということは言うておられますけれども、和束町の措置について何の問題もございませんということははっきり言うていただいておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（村山一彦君）

8 番、小西委員。

○8 番（小西 啓君）

今、岡本委員が言ってるけれど、私、堀町長とここでやり合ったときに、執行権でやりましたと言ったでしょう。執行権でやるなら議会要らないと言ってここでやり合ったでしょう。裁量権と違う。執行権でやりましたと言われた。岡本委員も最後は町長が一番の権力者やから、そのときに執行権でやりましたと言ってるから、そんなこと蒸し返しても仕方ない。その辺のことをよく考えないといけない。

それで、岡本委員、この頃、大分しつこくなってきたのでは。自分と年が20歳も違うから、あと20年間こんな調子でやったらとても持たないと思う。そういうことなので、もうちょっと話をうまいことしてあげないといけない。

○委員長（村山一彦君）

質疑の途中ですが、これより10時40分まで休憩いたします。

休憩（午前 10 時 23 分～午前 10 時 40 分）

○委員長（村山一彦君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

5 番、井上委員。

○5 番（井上武津男君）

それでは、お聞きしたいと思います。

個人番号の取得率は今はどれぐらいになっているのでしょうか。

○委員長（村山一彦君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

井上委員のご質問にお答えいたします。

個人番号カードの取得率ということかと存じますが、和束町におきまして、令和 4 年度末交付枚数としましては 66.0%、2,436 枚でございます。

以上でございます。

○委員長（村山一彦君）

井上委員。

○5 番（井上武津男君）

そのうちで保険証への紐付けというのはどれぐらいされているのでしょうかね。

○委員長（村山一彦君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

井上委員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険の被保険者の紐付けにつきましては年度末では件数が押さえられておりませんでして、令和 5 年度に入りましてからの 6 月末にはなるんですけども、件数

で 6 7 8 名の紐付け、また、後期高齢につきましてはおよそ 3 9 0 名の紐付けがされているということで登録状況としての報告を受けております。

以上でございます。

○委員長（村山一彦君）

5 番、井上委員。

○5 番（井上武津男君）

全般的な取得率に対する紐付けというのは大体どれぐらいになっているんでしょうか。分かりますでしょうか。

違う質問に変えさせてもらいます。

保険証への紐付けであって、そして国が言われているように、問題を起こしていることが和東の中ではあるかどうか、その点について少しお聞きしたいです。

○委員長（村山一彦君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

井上委員のご質問にお答えいたします。

全国的に被保険者の紐付け誤りですとか、番号誤りですとかいう問題が起きておりますが、和東町におきましては国民健康保険・後期高齢者共にそういった誤りは生じておりません。

以上でございます。

○委員長（村山一彦君）

5 番、井上委員。

○5 番（井上武津男君）

取得率 6 6 % あって、いわゆる和東ではヒューマンエラーが全然ないということですね。それでよろしいんでしょうか。

○委員長（村山一彦君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

井上委員のご質問にお答えいたします。

そのとおりでございます。人為的な紐付け誤りはございません。

以上でございます。

○委員長（村山一彦君）

井上委員。

○5番（井上武津男君）

ありがとうございます。

全国的に問題になっているヒューマンエラーなんですけども、和束町ではそういうエラーがないと、そういうことですね。

ありがとうございます。それで結構です。このことだけで、あとはこれについては質問いたしません。

○委員長（村山一彦君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

72ページの関係で福祉課長にお聞きしたいと思います。

高齢者の介護予防支援事業に関わってになると思うんですけども、違っていたら訂正いただきたいんですが、特に社協のほうに委託をされている外出支援であるとか、また軽度生活支援、配食サービス、紙おむつ補助等があると思うんですけども、令和4年度におけるこれらの事業というのがそれぞれどのような内容で行われたか、一定説明いただけますでしょうか。

○委員長（村山一彦君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本委員からありました質問の中身にありましたように、紙おむつ補助、また軽度の生活援助、外出支援等々をやっております。これにつきましては、完全社協への委託事業という形を取らせていただいておりますので、詳細については今、手元に資料が見当たらないんですけれども、今ありましたように、一番大きなものは軽度生活援助と外出支援が中心になってくるかと思われま。

○委員長（村山一彦君）

岡本委員。

○6番（岡本正意君）

具体的にお聞きしたいんですけれども、いわゆる軽度生活支援の関係でいいますと、最近よくされているのは、いわゆる家周りの草刈りであるとか、そういったものを利用されている方も結構おられると思うんですけれども、その辺に従事していただいている有償ボランティアの方がおられます。そこで確認したいんですけれども、先日、社協のほうに確認をしたところ、そういった方に支払われている実費弁償として1時間当たり800円というふうに伺っておりますけれども、この間、物価高騰等、燃油代とかも含めて大変上がっている状況もありますけれども、こういった値段というのは、この間、改定というのはあったんでしょうか。

○委員長（村山一彦君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今の800円につきましては、費用弁償という形でお支払いさせていただいているものでございます。これについては改定のほうはいたしておりません。

燃料代等につきましては、今のご質問の中にもありました高齢者介護予防等支援事業の委託料の中からお支払いいただいているということで、協力員につきましてはご

負担いただいているものではございませんが、料金の改定はいたしておりません。

○委員長（村山一彦君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

有償ボランティアでやっていただいている方自身も高齢の方も多いわけですが、これは基本的にボランティアですから、実費弁償という形ではあるんですけども、他の自治体等でいいますと、例えばシルバー人材センターとかで請け負っておられる場合などは、いわゆる最低賃金が適用されるであるとかいうこともある中で、特に夏の草刈りの労働とかも大変厳しい状況もありますし、燃油関係とかの高騰が激しい中で、こういった弁償額の改定というのも一定必要じゃないかというふうに思っております。

他の自治体で聞いたところ、草刈りに関しては1時間1,200円払っているところもあるんですね。ですので、そういったことも参考にいただきながら改定のほうをぜひ検討いただきたいということをお聞きしておきたいと思います。

それと、配食サービスについてなんですけども、令和4年度において対象者や頻度の関係ですね、それから調理や配食の方法などは今現在どのようになっているか、その辺、説明をお願いしたいと思います。

○委員長（村山一彦君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

配食サービスにつきましては、例年同様、11月から3月末まで希望者の方に行っておるところで、高齢者世帯、また高齢者独居の方について行っているところがございます。これにつきましては、主には社協のほうでお願いしているところですが、ほとんどにつきましては民生児童委員協議会の皆さんにご協力いただきながら、また各区の区長か代理区長のほうで協力員という形で配送もご協力いただいているというところ

ころでございます。

○委員長（村山一彦君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

配食サービスについては以前から回数等の改善についても質問してきたわけですが、今ありましたように、和束町では11月から3月の期間限定で月2回という状況があります。いわゆる木津川、相楽郡内の状況を聞いておりますと、南山城村、木津川市などは通年で週1回、それから精華町は通年で月曜日から土曜日の毎日という状況で取り組んでおられるというふうに聞いております。

いろいろ運営状況というのは異なるわけですが、回数とか、そういった意味でいいますと、やはりかなり遅れた状況が続いているということがございます。今は調理については和束町では業者のほうにお願いしているというふうに伺っているんですが、高齢化率も令和4年度が48%まで上がってきているという状況もありますし、今後やはりこういったことが必要とされる方も増えてくるというふうに思うんですが、せめて通年を通じた事業にしていくことや、週1回といった実施についても検討いただきたいと思うんですが、その辺については今後の見通しはどうでしょうか。

○委員長（村山一彦君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本委員からありましたように、確かにコロナ禍の関係でここ数年は業者の方をお願いした中で、お弁当を作っていただいての配食サービスという形を取らせていただいております。従前からご質問をいただいている中で、やはり夏場の食中毒の関係等もございます。また、他の市町村と違いまして、お弁当を作っていただくのに

も業者の方をお願いするということにここ数年なっておる。また、予算の関係等もございまして、これにつきましては当然無償ではございませんで、一定幾らかの個人負担もいただいているというところでもございますので、これにつきましては、今、岡本委員からも近隣の市町村の事例もいただきましたけれども、今後検討していった中で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村山一彦君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

これはかなり以前から同じ状態が続いております。その中でずっとご苦労いただいていた調理ボランティアの方、配達は今もされていると思うんですけども、この間、コロナもある中で活動状況も大変になってくるということの中で、仮に再開してほしいと言ってもなかなか難しい状況もあると思うんですけども、同じ木津川相楽郡内の中でもかなり差が出ているという状況もありますので、そこは検討をぜひお願いしたいというふうに思います。

併せて、紙おむつの補助についてですけども、これも以前かなり前に対象が非課税世帯に絞られている状況がありました。この間、介護負担等も大きく増えてきている。また、紙おむつを利用されている方もかなり増えてきているという状況の中で、紙おむつ自身の値段も今かなり上がってきているという状況も聞いているんですけども、その意味も含めて、もう少し対象の拡大をして、そういった生活の支援というものをしていただきたいというふうに思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長（村山一彦君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本委員からもありましたように、従前から紙おむつの関係はご質問なりをいただいております。これにつきましては、確かに今おっしゃられましたとおり、非課税世帯での支給ということにはなっております。確かに、物価高騰を含め高齢化率も上がってきておる中で、これにつきましては検討していかなければいけない問題かなとは思われますので、それにつきましては、また町長をはじめ今この業務を担っていただいております社会福祉協議会の方等を踏まえた中で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村山一彦君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

そこはぜひ急いでよろしくお願いいたしますというふうに思います。

それと、40 ページの相楽東部未来づくりセンターの関係なんですけども、高齢者施策に関してシルバー人材センターの設置に向けた取組というのも令和4年度においていろいろ進めていただいているというふうに思うんですけども、実際のところどのような取組が令和4年度に行われたのかということについて説明をいただきたいというふうに思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（村山一彦君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

シルバー人材センターにつきましては、前の議会でもご質問をいただいたかと思うんですけども、アンケートにつきましてはどんな仕事があるのかという事業者のほうのアンケート、また官公庁のほうでの業務のアンケートを取らせていただきました。これにつきましては未来づくりセンターと和東町を含めた東部3町村、笠置町・南山城村の担当課長等と会合をしまして検討を進めているところでございます。また、和東

町独自でも進めていくということで、今、未来づくりセンターと福祉課との中で協議していったって、実際にどのようなものが要るのかという洗い出しを行っているところでございます。当然その中には事務所、また事務局員、募集のやり方等々を検討しているところでございます。

○委員長（村山一彦君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

シルバー人材センターについては長年にわたっていろいろな議論もありますし、この間も他の議員からもいろいろご要望も出てきたところだと思うんですけども、この間、先ほどの軽度生活支援の関係とかで他の自治体に伺ったところでいうと、ボランティア自身が大変高齢化していくという状況もある中で、少ない弁償額ではなかなか続けていただけないと。そういった意味でも、一定、シルバー人材センターのような最低賃金も適用した中で、雇用として働けるような場が大きく今後必要だというふうに改めて思いました。そういった点で、今、言われたようにいろいろ協議していただいているわけですが、やはり早急にシルバー人材センターを和東でも実現していくということが急がれているというように思うんですけども、そこは町長に最後お聞きしておきたいんですけども、堀町長もそのような話で、和東町独自としても取り組んでいきたいというような話も最後はされていたと思うんですけども、新町長としてこの辺の取組について今後どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、高齢化が進んでいるのは事実でございます。その中でできることは自分たちでしてもらおうということも含めまして、昔から言っておりますように、公助・自

助・共助、この中でシルバー人材センターにつきましても業務をうまく見つけながらやっていけるような方向性は今後も検討を続ける中で行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村山一彦君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

ページは分からないんですが、毎年、本町において献血を役場のほうでしていただいていると思うんですが、この献血について本町で昨年度何名ぐらいご協力いただけたのか、分かればお教えいただけますか。

○委員長（村山一彦君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

献血につきましては、令和4年度でございますが、1回目が夏に7月25日に行っております。これにつきましては、受付といたしまして23名来ていただきましたが、実施といたしましては22名の方にご協力いただきました。また、冬場でございますが、令和5年2月20日に2回目を実施いたしました。これにつきましては19の方が受け付けいただいたんですけども、17の方に実施いただいたということで、合計39の方に令和4年度は実施いただいているところでございます。

○委員長（村山一彦君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

39名ということで、本当に少ないなというふうに感じております。私も献血アプリをスマホに入れておりまして、そうした場合、アプリのほうでお知らせが来るので、いつされているかというのが分かるんですが、住民の方はこういった形で献血の日を

周知されているのか。なかなか伝わっていないのではないかなというふうに思うんですが、そのあたりはいかがですか。

○委員長（村山一彦君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

まず、実施の人数が少なくなっている関係でございますが、従前、社会福祉センターがあったときでしたら、そちらのほうで1日近くの時間をかけてやっておりました。今現在、実施する場所がなかなかないということで、診療所の前と役場庁舎の住民ホールのほうをお借りした中で実施しているというのが今のやり方でございます。これにつきましてはやっている時間が今のところ短い時間になってしまっているので、実施されている人数が少ないのかなというふうに思われるところでございます。

また、住民への周知の関係でございますが、広報紙、ホームページ、ポスターを貼らせていただいているんですけども、ただ実施のポスターにつきましては町内全域に貼らせてもらっているわけではございませんので、そこら辺で住民への周知が足りないのかなというふうには思われますので、今後その周知につきましてはさらに改善していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村山一彦君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

ぜひ、その周知につきましてはご努力いただきたいなというふうに思います。

実はですね、献血につきましては、16歳から69歳まですることができるということなんですね。今ありましたように、全国的に見ても大変少ないです。また、輸血を受ける方の大半は高齢者で、約85%が50歳以上ということなんですね。それからしますと、赤十字社が行ったシミュレーションによりますと、これは2014年に

されたわけですが、2013年の献血できる人口の6%の人しか献血されていないということなんです。それを推理しますと、2027年には約85万人の輸血者の献血が不足するというデータが出ています。

そこで、さい帯血に保険適用の道を開かれた有田美智世さんという方がいらっしゃるわけですが、この方が多くの人命を救うために献血を推進していこうというボランティアをされておられます。この方との関係で本町の在住の方で医学博士の方がおられるんですが、その方もそういう活動をされておられまして、今年3月、和東中学校の卒業生を対象に献血の必要性ということで講演をされました。そのときこれを配布されたんですが、これが厚生労働省のほうでされている教員用と生徒用のパンフレットなんですけど、これをお渡しされて説明をされておられました。また、こういった和東中学校の取組が府内の中で広く伝わっていきまして、今、特に南部中心で広がっているんですが、京都市内、また京都府議会でもそうなんです、そういったことを進めていこうということで、要するに、小学校・中学校のときから献血の必要性というのを進めていこうということで今、活動をされておられます。

こういった流れを受けまして、今回の「経済財政運営と改革の基本方針2023」というのが骨太の方針なんです。これが国のほうで示されまして、この中にも「献血の理解を深めるとともに、血液製剤の国内自給、安定的な確保及び適正な使用の推進を図る」ということが明記されておりまして、小中学校現場での献血推進活動も含むとなっているんです。ですから、これから小中学校の教材にそういった献血の必要性というものが教科書なりの教材でそういった推進に向けた取組がこれから進められてくるというふうに思います。

先日、和東中学校の校長先生とお話しさせてもらったら、今年度もできたらぜひやりたいということで言っているんです。命を守るために献血していただける人口をどれだけ増やしていくかということも重要だと思いますし、そのための私たち献血教育と呼んでいるんですが、そういった教育を推進していくということも重要な

と思うんですが、そのあたり、町長はどのようにお考えですか。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

私自身、健康なあまり、病気とか、そういうことに無頓着でございまして申し訳ございません。

今のご質問でございすけども、確かにそういうのは必要であろうというのは私も実感するところもあります。学校教育の中の授業でございすので、これは連合のほうに全てのことをお任せする形になっておりますので、そちらのほうには提言として私のほうからも伝えたいというふうに思っております。

中学校・小学校は数年前から総合学習の時間というものがありますので、そういうところを活用していただいて教育してもらえるように提案しておきますので、よろしくをお願いします。

○委員長（村山一彦君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

東部連合の教育委員会のことですので、東部連合の中で議論していただくということになるかと思うんですが、本町として、本町の中での教育方針として、そういったことも含めて取り組んでいただけたらなと。また、その中で教育委員会のほうにもお伝えいただいて、相楽東部全体でそういったことが広まっていけばいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次も相楽東部連合の関係でございすが、8月25日の朝日新聞で、ごみの広域処理について京都、三重が検討ということで掲載されました。これについては先日の本会議の中で産業常任委員会の報告としても出されておりますけれども、この内容とし

ては、三重県の伊賀市・名張市が2019年末頃からごみ処理の広域化について協議を開始された。それについて京都府の笠置町・南山城村も含めて検討を始めるというような流れになっています。この記事によりますと、今年3月に和東町を含む京都府3町村に参画を打診したということになってます。ですから、昨年度中にそういった打診があったということに記事としてはなっているんですが、そのあたり町長の見解はいかがですか。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の高山委員のご質問でございます。

実のところを言いますと、前堀町長のほうから去年の3月末ですけれども、この話はあるということは私も聞かされておりました。内容を言いますと、伊賀市と南山城村、笠置町が定住圏の関係で協定を結んでおられます。この協定の中にごみ処理についても書かれているということで、私は見てないんですけれども、そういう具合に聞いております。その中でごみ処理について検討したいということで、今、伊賀市と名張市、笠置町、南山城村のほうでこの9月ぐらいから任意協議会を立ち上げて検討するというようなことになっているということでございます。

前町長のほうからも聞いておりまして、和東町についてはどうするんですかということも話がありました。4月に私も農村振興課長になりましたので、もう一度その話を確認したんですけれども、その段階でも、和東町としては京都府のごみの広域化というのがありますので、そちらのほうにまず検討を加えると。その後、考えたらどうだということでしたので、そのときはその形で受け取っております。

その後、私が8月13日に就任させていただいて、伊賀市長が和東町のほうに来庁していただきました。そのときに伊賀市長のほうから、こういう形で笠置町、南山城村を含んだ定住圏の中でごみ処理について検討していくけれども、和東町はどうです

かということの問合せがありました。ただ、前町長の思いもありまして、そういうことで京都府との協議のほうも若干しているということも聞いておりましたので、その中也含めて、和東町につきましては現時点では京都府のごみ広域化について話を進めていきたいということで考えております。

ただ、そう言うものの、先日9月12日、正副連合長会がございまして、この段階でそれも議論になっておりました。その中では、選択肢の一つとしては今回の名張市、伊賀市、笠置町、南山城村のごみ処理について相楽東部広域連合として入るということについてはあり得ることもありますので、それについては検討の余地は残してほしいということも伝えております。

現状、和東町のごみではなく相楽東部としてごみを処理しておりますので、相楽東部広域連合としての考え方の中で若干動く可能性はございますが、現時点の和東町としましては、京都府の広域ごみ処理行政のほうに動きたいというように考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○委員長（村山一彦君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

この新聞の記事の中にも府県を越えて、両府県を交えて協議をしていくということに記事ではなっています。今のほうも町長もご答弁をいただきましたが、やはり京都府としっかりと連携を取っていただきながら、また、相楽東部の各町村と連携を取っていただきながら検討いただきたいというように思います。

また、今のクリーンセンターの処理の問題というのもまだまだあるわけですから、そういったことも含めましてしっかりと検討をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、先日の定例会、私は欠席をさせていただいたわけですが、自宅のほうでタブレットで視聴させていただいておりましたところ、時間前にホームから開いていたん

ですが、時間になっても画面が変わらない待機状態のままだったんですね。ホームに戻って議会中継をタッチして確認はできたんですが、その後、何度もフリーズを起こして固まってしまって進まない。休憩に入るときは画面が変わるんですが、その後、会議が再開されたときに復元しない。またホームからタッチしないといけないというような現状だったんですね。住民の方がタブレットで議会中継をご覧いただいているわけですが、非常に不便だなというふうに私自身感じました。ふだんは自分が議場にいるわけで、自分で確認するということができなかったわけですが、先日そういう形で確認しましたところ、そういう状況でしたが、これについての改善の考え方、対策の考え方を教えていただきたい。

○委員長（村山一彦君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに、9月11日の議会の初日ですね、そういう事象が何度かこちらのモニターでも起こったということで報告を受けましたので、N T T西日本のほうにすぐさま対応するようにお願いをいたしております。しかしながら、この議場の改修から約8年経過しております。機器についても一応耐用年数が過ぎてるということで、次年度、システムの入替えも検討しないといけないという状況でございます。

点検結果等につきましては9月中に報告をいただけるということで聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（村山一彦君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

次年度そういう計画があるということでございます。今、近隣も含めてそうなんです、多くの自治体で中継についてはY o u T u b eを利用されているところが多く

なっておりまして、ＹｏｕＴｕｂｅですとタブレットだけではなくて自分のスマホでも確認できたりするわけですから、できればＹｏｕＴｕｂｅでの議会中継も検討いただけたらなと。費用的なこともあるかと思いますが、そういったこともできれば検討いただけたらなというふうに思うわけですが、このあたりはいかがですか。

○委員長（村山一彦君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

現在のタブレットにつきましては、和東町の住民のみという形になっております。当然ＹｏｕＴｕｂｅで送り出しをすると全国全ての方に見られるということでございます。このあたりにつきましては、まず議会事務局と調整をさせていただいて、議会事務局がそういう方向で動くという話になれば総務課は対応させていただくというつもりでおりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村山一彦君）

４番、高山委員。

○４番（高山豊彦君）

ありがとうございます。そこは調整をまたお願いしたいと思います。

最後になりますが、資料の４８ページですが、交通安全対策事業、カーブミラーの修繕用材料費ということで上がってます。以前から何度か総務のほうにお願いをして改善をさせていただいてきたところがあるんですが、撰原口のカーブミラー、これが撰原のほうから府道に出る際正面に両面見れるわけですが、あそこの道路はどちらもカーブになっている。そのところへ上から下っていくという状況になるんですね。今の時期はいいんですが、冬場になりますとカーブミラーが凍結してしまって全く見えない状況なんです。本当に怖い思いで住民の方が府道に出られるということなんです。何度か事故も起こっているというふうに聞いております。ですから、あそこはカ

ーブミラーではなくて、今、歩行者用に信号がついてます。これは町長が以前、建設事業課長のときにもお願いをしたことがあるんですが、今の歩行者用の信号を感知式の信号に変更できないかということですね。そうすると、カーブミラー関係なく安全に出ることもできるんじゃないかなというふうに思うんですが、町長、そのあたりいかがですか。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

確かに、感知式にすると便利である、安全が確保できるというのは私も感じております。ただ、これにつきましては公安委員会の問題がございますので、一度担当課から公安委員会のほうに説明をさせていただいて、何らかの対応ができるか検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（村山一彦君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

4 2 ページの広報広聴費に関係してですけども、いわゆる町のホームページの関係につきましては、先日、町長のほうも、今後、町の情報発信の軸としてはホームページだと言われました。それはそれでもいいと思うんですけども、担当課としてホームページの更新であるとか、また実際の住民の方の利用状況であるとか、そういった部分での町としてのホームページの活用という意味での評価ですね、何がよくて何が今、課題になっているかというところはどのように評価されているのでしょうか。

○委員長（村山一彦君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

約３年前になりますが、ホームページにつきましては新たに更新をさせていただきました。この際の視点でございますが、１日目の議会で山本議員のほうからご質問がありましたように、私どものほうは子育て、移住・定住、そして観光ですね、こういう形に力を入れたホームページをつくるという形で対応させていただきました。また、スマートフォンでも見られるような形のホームページにしております。

実際、各課の更新につきましては、毎月の管理職会議のほうでも各課長にはちゃんとチェックをするようにということで指導をさせていただいているところでございます。

また、住民の方の利用状況でございますが、やはり警報が出たとか、緊急なことがあるという場合は多くの住民の方が見ていただけるんですけども、平常はなかなか閲覧をしてもらっていないという状況でございます。

ホームページの中身の見やすさにつきましては、山本議員の質問でもお答えさせていただきましたように、庁内の検討委員会を持ちまして、次年度以降対応できるように検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（村山一彦君）

６番、岡本委員。

○６番（岡本正意君）

お聞きしたいのは、各課に更新の作業というのを一定任せて、各課のところで情報を更新していくということが基本になっているというふうには思うんですけども、ただ、やはりこれはSNSもそうですけども、こういったものを本当にスムーズにやっていくという意味では、一定、技術的な問題も必要ですし、どうやればそういうことができるかという意味での一定の研修というのも各職員の方のところで必要になっていると思うんですね。そういった意味での町としての研修というのはどのようにさ

れているのか。

また、やはりこういったものをもちろん各課の更新といっても、やはり専任的にこういったものに当たる方がいないとなかなか充実できないと思いますので、その辺の今の体制についてはどのようなになっているのか、いかがでしょうか。

○委員長（村山一彦君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

ホームページの更新時、新しく導入させていただいたときに全職員を対象に研修をさせていただいております。その中で基本的な使い方・利用方法等、それぞれ勉強していただいているというふうに理解をしております。

また、各課の専門的な立場からということですが、和束町のほうには広報委員を置いております。当然、各課の広報委員が中心になってやるべきというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村山一彦君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

3年前にホームページがリニューアルされて、以前に比べたら、見やすさであるとか、見た目というのも改善された面はあるんですけども、やはり一番の問題は情報の更新がちゃんと進んでいないということだと思っておりますね。それと、情報量ですね、本当に住民の方が求めている情報量に本当にマッチしているのかどうか、そういったことも不足しているんじゃないかというふうに思います。そういった意味では、町としては努力しているけどもということじゃなくて、住民の方がこのホームページをどう評価しているのか、どうしてほしいのか、どうすれば見るのか、どうすれば活用できるのかという意味での一定のアンケートなり意見聴取というのもした上で、どうい

うものをつくっていくべきかということが今、大事じゃないかというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（村山一彦君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

確かに、住民の方の声というのは直接私どものほうに入ってくる場合がございますが、全世帯にアンケートを実施する、意見聴取をするとなりますと、一定、何かのアンケートと同封といいますか、抱き合わせでさせていただくという検討を進めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（村山一彦君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

やはり見る側、使う側というのがどのように思っているかということが大変大事だと思いますので、そこはぜひやっていただきたいというふうに思うんです。

それで、ホームページにしても、また SNS にしても、住民の方はもちろんですけども、やはりこれは全ての世界に向けて発信されているという情報です。そういう意味では、そういった方が見ているということを意識した発信というのは大変大事になってくると思うんですよね。この前の山本議員の一般質問の中で、SNS の活用というものについて町長は、慎重な答弁をされたというふうに思うんですね。もちろん言われるように、SNS というのはいろんな意味でリスクもありますし、慎重に扱うことは必要だというふうに私も思ってます。ただ、やはり今の状況から考えると、一定、適切な形での SNS による町からの住民の皆さんに対する情報発信等は不可欠じゃないかと思っているんですね。

例えば、精華町などは私も登録したんですけども、LINEなどでその時々例えばワクチンの接種であるとかも含めて案内を送ったりしていると。それが届いて見るという状況もあります。今、多くの方がスマホを活用されているという現状からすれば、そこに直接届くような町の仕組みというものがなければ、やはり町としての情報がなかなか届かないということも事実だというふうに思うんですね。

そういった意味では、この前の町長の答弁もあったんですけども、全て否定せずに、一定、必要な範囲でSNSによる情報提供というものを今後検討されることは必要じゃないかというふうに思うのと、それから、やはり公共施設などでのWi-Fiの関係とかも環境を整備していくということも、今度新しくできる施設についてはされるというふうに思うんですけども、現在ある公共施設などでは遅れている状況があります。そこなんかも含めて今後整備をしていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺、町長にお考えを聞きたいと思います。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の岡本委員のご質問でございます。確かに私が懸念するのは書込みのほうでございまして、書込みのほうにつきまして誹謗中傷等が出てくる場合、それからフェイクですね、嘘の情報を流されるということでございますので、この辺をかなり慎重に考えているのが現実でございます。

言われるように、LINEの友だち登録とか、いろいろな方法でダイレクトに送るということについては大切なこともあるかと思いますが、そのところは慎重に検討しながら、関係部署と調整しながら、今後ホームページとSNSの使い方をしっかりとまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（村山一彦君）

6番、岡本委員。

○ 6 番（岡本正意君）

その辺はどうしても不可欠な状況もあると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、広報に関わっては、一つ、先ほど広域連合の関係もありましたけれども、いわゆる広報紙の問題ですけれども、一応これは今、連合の事務ということで「れんけい」というのが発行されて一定期間たってるわけですが、やはり広報紙というのはローカル性というものが命というものもありますし、あれこれという中でも、和束町としての情報を紙ベースでしっかり伝えていくという意味での大変重要なツールだというふうにも思うんですね。それを連合という 3 町村の合同の中で発行していくということではなくて、和束町として個性を持って広報紙を作成もするし、また発信もしていくということが、今、特に必要になっているんじゃないかというふうに思うんですね。

そういう点では、今後、連合の事務としてとどめるのか、それとも和束町独自のツールとして、町の事務として今後こっちのほうに戻してやっていくのかということも、私はこの間いろいろ住民の方の広報に対するご意見を聞いても思っているところですが、その辺、町長のお考えはいかがでしょうか。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

ご意見としては一つあるかも分かりません。ただ、私のほうに入っている情報でいいますと、笠置町・南山城村との比較ができるということも言われることもあり、一長一短はあると思います。ただ、和束町につきましては、広報紙の中にまちからのお知らせという形で別に印刷して入れたりしておりますので、そこも含めた中で今後も検討していきたいというふうに思います。

○委員長（村山一彦君）

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１１時２９分～午後１時３０分）

○委員長（村山一彦君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

３番、山本委員。

○３番（山本達也君）

それではですね、私のほうは、こちらの明細の中の１１２ページのところで、地域独自の観光資源を活用した地域の稼げるというところ、この「稼ぐ」ということで切り口に考えてみたいと思います。

テーマとしましては、「観光」という事業と、もう一つは私もそうなんですが、「移住・定住」ということを切り口に「稼ぐ」ということを考えたいと思うんですが、観光につきまして、総合５カ年計画ですか、その中にもあるように、トンネルが着工されて開通を目指して事業をいろいろ考えていらっしゃると思うんですが、実際、今、具体的に「稼ぐ」という切り口ですね、観光客が増えるということで、この町にそういう観光の方々もしくは関係の方々がお金を落としてくれるというような仕組みが必要だと思うんですが、今現時点では食べるところすらないと。観光の方のランチ難民が非常に町の中で食べる所はないかと探していらっしゃるような状況なので、そういったことも含めて、観光の方が増えたときに、その方々がお金を落としてくれる場所というのはどういった形で今考えていらっしゃるか町長にお伺いしたいんですが。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

山本委員のご質問でございます。

まず、トンネルの開通ですけれども、来年の秋ということがほぼ見えてきてます。多分その後の整備の後で開通すると見込んでいます。

一つとしましては、雇用促進協議会が行っています伴走型支援によりまして、今、育てているという状況の中にあると思います。その部分と、現実、湯船のほうとか、それから中和東のほうでいろいろ事業を始めてもらっている方もおられます。確かに、今、言われてます食に関しましては外食産業というのは和東町の中で育っていないというのが現状の中にあるのは私も認識しております。それに対して今後どのように持っていくかということになりますけども、これは私も今回の選挙で訴えましたように、地域の商工業者の育成をさらに強化していきたい。その中で何とかカバーをしていきたいというように思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○委員長（村山一彦君）

3 番、山本委員。

○3 番（山本達也君）

ありがとうございます。

来年の秋に開通するということは、例えば、この町全体をお茶のテーマパークという捉え方をした場合に、和東に来ればお茶のことは何でも分かるよと。お茶の歴史からお茶の種類、お茶の作り方もしくは茶器ですね、そういった器とか、番外ですけど、お茶を使った料理のレシピとか、とにかく和東に行けばお茶のことは全部分かるというまちになったらいいというのが希望としてはあるんですね。

そのお茶ということを切り口に考えたときに、そういったお茶のテーマパークの中で観光拠点みたいな建物というのが要と思うんですね。今、私がこちらに来て思ったのは、観光する場所というか、観光資源が飛び散っているなど。

一つは、観光案内所があっちにあって、和東茶カフェがここにあって、その隣になぜか農産物を売ってるところがある。一つに何でなっていないんだろうというのがまず大きな疑問ですね。そういったところを集約したような一つの施設が私はあるべきだと思うんですね。そこを拠点に広げていく。そこにはレストランがあり、土産物屋があり、歴史を紹介するようなコーナーがありとか販売所がありとか、そういう施設を

つくるというような前提で考えたら、来年の秋では今から着工してないと間に合わないのかなというふうなことがありますて、より具体的なお客様が来たときにお金を落としていただける根本の施設といいますか、基幹施設というのはつくことはあるのかなのかをお答えいただけますか。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

現時点では一つの施設としてつくるという企画は見えておりません。これにつきましては、今、言われてますように、和東茶カフェを中心とした一つの茶のテーマ、それと観光案内所を中心とした修景を見てもらうテーマということで、今、グリーンスローモビリティの発着につきましては観光案内所のほうで、お茶につきましては和東茶カフェを中心に整備をしているという状況になっていますので、今後、和東町全体を一つのテーマパークとして、和東町全体として考えていきたいと思いますので、個々の拠点施設をどこかに置くというような考え方は今のところ計画にはございません。

○委員長（村山一彦君）

3 番、山本委員。

○3 番（山本達也君）

そうですね、その拠点という中では、和東というのは非常に近畿圏の中でも中心にありますので、京都・大阪・奈良、行こうと思えば伊勢まででも行けると思うんですね。ということは、旅行者の方が和東の中に宿泊をしてそういった観光拠点を回るということも可能だと思いますし、都会の中で泊まるよりも静かな田舎で泊まる、朝食にお茶に関係したおいしい朝食を食べるとか、この空気の中で過ごしていただくとか、そういうふうな売りで宿泊客というものも集客できるかと思うんですね。そういったときに全てが今バラバラの状態でどこで何をしたらいいか分からない。そういったの

ではなく、やっぱり拠点となる大きな中核施設というのは要るかと思います。それがもちろん今の建築されている保健福祉施設ではちょっと違うかなと思いますので、何かそれも一つ考えていただければなと思います。

もう一つ移住・定住のほうなんですけれども、一つ、京田辺にシュタイナーという学校がありまして、これは特殊な教育をされているところなんですけど、非常に自由な校風で教育をされていると。その教育に憧れて移住されてきている方もいます。和東の中にも1家族いらっしゃいますけれども、そういった教育ということを機軸に置いたときに、ファミリー層が全体で移住してくるということが一つ考えられるかと思います。和東の中で可能かどうか分かりませんし、教育委員会がどうなのかということも私はよく存じ上げないんですけれども、例えば、子どもの教育であるものに特化したようなことというのを和東の中で受けられるよというようなことが周りに知れると、そういった家族が移住してくる可能性があります。

何かといいますと、まず語学ですね。英語ができて、例えば今の小中学生の子が英語が堪能になって、目標として和東のお茶のツアーガイド、外国人向けのガイドを英語で小中学生がするというのを一つの目標にするというようなこともできるかと思いますし、あとは子どもの起業家を育てるようなこと、今でしたらかなり注目される内容だと思うんですが、起業家を育てるIT関係、プログラミング、そういったことを子どもの教育の一つに置くと、それを受けさせたい親というのが家族で移住してくる可能性があります。そういうこともどこがそれを主になってやるかというのが見えないうですけれども、そういったことというのは移住・定住構想の中にはございますか、町長。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の山本委員の質問でございますけども、学校につきましては文科省の関係ではご

ございますので、なかなか簡単にいかないものであると思います。

ただ、私も学校の経営をしている理事者の方を和東町に招いて説明をしたことも以前にはございます。中には、今、言われているような自由な校風の学校もありますし、特化した学校もあります。

今、言われてますように、和東町につきましては、近畿圏内 4 つの政令指定都市、それから 7 つの府県庁があるという中で動いてますので、結構、周りからは人が寄れると。それと、空港も 4 つあります。神戸と関空、白浜、伊丹、セントリアということもありますので、このあたりは観光にとって物すごく立地がいいというようには私も思っておりますので、そのあたりにつきましては何らかの手を打ちたいというふうに思っております、現実、今、話は中断していますけども、星野リゾートさんとの協定を結んでおったりとか、今、新たに 2 社ほど外資の富裕層向けの企業とも話をしていますので、そのあたりを中心に観光に向けての取組は何らかの形で行っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほうをお願いします。

○委員長（村山一彦君）

3 番、山本委員。

○3 番（山本達也君）

教育のほうはどうですか。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

教育のほうにつきましては、できればそういう教育をしていきたい。それによって移住を目指したいというのは確かにありますけども、学校となりますといろんな制約・縛りがあります。簡単に言うと、専門学校とかその関係の学校になりつつあります、その中で義務教育をどうしていくかという問題がございますので、その辺は教育委員会等も交えた中で今後の動きを考えたいというふうに思いますので、ご理解をよ

ろしく願います。

○委員長（村山一彦君）

3 番、山本委員。

○3 番（山本達也君）

いずれにしても、できれば税収を増やすということで、企業誘致ですとか、そういった観光客にお金を落としていただく施設ですとか、移住・定住者が増えることですとか、そういったことでできるだけ税収を増やしていけば、先ほどから問題になっている例えば水道料金の値上げのほうを少し緩和できるとか、いろんなところにお金が回すことができるかと思いますので、具体的にトンネルができるということが見えてるわけですから、それを目指して形になっていっているものがあるのもいいのかなと思います。

検討中ではなくて、もう既に進んでいるよと、来年の8月にはもうできるよというような返事が欲しかったなと思うんですが、それは今後の課題としてどんどん進めていっていただければうれしいと思います。

私からは以上です。

○委員長（村山一彦君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

一つは、先ほど午前中に福祉課長に高齢者介護予防支援事業の関係で軽度生活支援の有償ボランティアの実費弁償額の増額の検討ということで質問をさせてもらった分は答弁をいただいてなかったもので、改めてもう一回お願いしたいというのが一つあります。

それから、介護保険の関係で一つ確認なんですけども、令和4年度の保険料の徴収状況です。特別徴収というのは年金天引きなので、これは100%徴収されるということは、いいも悪いもそうなってるわけなんですけども、普通徴収の部分で令和4年度は

どのような状況であったか、現年度分、滞納分も合わせてお願いしたいと思います。

○委員長（村山一彦君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

岡本委員のご質問にお答えいたします。

午前中、答弁が足らなかったところで、軽度生活援助を含めた中での協力員の費用弁償部分につきましては、社会福祉協議会が実際には協力員を募ってやっておられますので、そちらと協議した中で適正な費用弁償の価格設定をしていきたいと思います。これにつきましては、昨年度、その前ぐらいから社会福祉協議会の事務局とも協議しているところでございますので、さらに深めた中での料金設定をしたいと思います。

また、介護保険のほうでございますが、徴収の関係でございます。普通徴収で令和4年度調定額824万1,700円に対しまして収納額が703万980円ということで収納率が85.31%、また過年分につきましては、調定額303万5,020円に対しまして収納額が95万3,600円ということで収納率が31.42%でございます。ちなみに令和3年度につきましては、普通徴収では85.99%、過年分につきましては23.65%でございました。

○委員長（村山一彦君）

岡本委員。

○6番（岡本正意君）

それでは、今、保険料の普通徴収の分についてご報告いただいたわけですが、普通徴収の対象の方というのは一般的には年金が年に18万円以下ということで、月にしますと1万5,000円以下という意味で大変低い年金になっておられる方が、天引きではある意味対応できないということで普通徴収になってるわけですが、こういった方からも保険料が徴収されてること自身が大変私はある意味驚きがあるわけですが、やはり15%ほどの方がどうしても年度内に徴収できていない。過年

度分についても２割・３割台の徴収にとどまっているという意味では、和東町の介護保険料の額の負担の重さというのがかなり限界に来ているんじゃないかというふうに私は思うわけですが、この結果について担当課としてはどのようにその辺を考えておられるでしょうか。

○委員長（村山一彦君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今ありましたように、確かに和東町はご存じのとおり、介護保険料の標準額が京都府下でも一番の値段ということで高くなっております。ただ、低所得の方につきましては、保険料の軽減事業を取り入れて、より安い金額で済むような形も取らせていただいております。しかしながら、それにつきましても、やはり金額的には相当な金額の設定をさせていただいておりますが、これにつきましては介護保険事業の全体を見た中での国の制度設計の中で和東町も同じような形を取らせていただいているものでございますので、そのところをご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（村山一彦君）

６番、岡本委員。

○６番（岡本正意君）

保険料というのは住民税非課税という、いわゆる住民税のレベルでいうと課税されていない人からも保険料というのは徴収されるわけです。そういう意味では、本当に重い負担になってますし、今、言われましたように、京都府内でも一番高い保険料を負担いただいていると。そういう中で、毎年一定の数の方がどうしても滞納せざるを得ない。また、過年度についても払い切れないというような状況が続いてると。

その一方で、令和４年度の実質収支を見ますと２，４１３万円の黒字になっている

んですね。これは令和３年度につきましても約２，５００万円の黒字だったというふうに記憶しております。そういう意味では、令和３年度に保険料が値上げになったわけですね。標準額で７，６００円ぐらいまで上がったと。値上げによる増収分の影響額というのは約１，８００万円程度だったというふうに思います。そういう意味では、値上げ分を超えるような黒字を毎年出してるとというのが、今、介護保険会計の実態だというふうに思うんですね。

一方で、住民税も非課税のような方から保険料を取る、実際に滞納も生んでしまうということがある一方で、毎年２，５００万円近い黒字を計上しているというのは、大変バランスを欠いた会計ではないかと思うんですね。そういう意味では、令和３年度の値上げ自身が妥当であったのかどうかというのもありますし、最低でもそういった普通徴収になったような方なんかを中心に保険料自身をもっと軽減していくということが令和４年度においても十分できたんじゃないかというように思うんですが、その辺いかがですか。

○委員長（村山一彦君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、現計画を計画する中においては、これだけの金額が必要だったと今も思っております。ただ、今、岡本委員がおっしゃられましたように、令和４年度、令和３年度、黒字を出しておりますが、それにつきましては、コロナ禍ということで施設系給付等々が若干費用が伸びなかったというところもあったのかというふうに考えているところでございます。

しかしながら、おっしゃられるとおり、先ほども申しましたように、京都府でも一番高い金額と。これにつきましては、高齢化率が高いというのと人口に対する要介護者が多く、またサービスを制限するわけにはまいりませんので、やはり適正なサービ

スを提供するためには、介護保険事業の中で保険料も、一定、住民にご負担いただかなければいけないという中での設定でございますので、ご理解のほうをよろしく願います。

○委員長（村山一彦君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

根本的には、国の制度ということの中で運営自身は自治体になってますけども、法的には介護保険自身は国の制度ということで、その改定については、今、国のほうで議論はされてると。ですから、これ以上、保険料が値上げになっていくとなれば、年金自身はどんどん減ってるのに保険料だけはどんどん上がっていくということになれば、ますます高齢者の生活というのは成り立たなくなってしまうと。

これは単に高齢者の方が成り立たなくなるというだけじゃなくて、先ほど言ったように、和束町は48%の高齢化率ということを考えますと、年金収入というものが地域経済を支えている部分もあるわけですね。そこの手取り分がどんどん減っていくとなれば、やはり和束町の地域の中での消費とか経済部分でも大きな影響を及ぼさざるを得ないというのが現状だというふうに思うんです。

そういった意味で、これは町長にお聞きしておきたいんですけど、令和4年度の実態を見ましても、介護保険制度を安心できるものをしていくということを考えても、国自身がもっと介護に対する財政支出を増やして、自治体やまた被保険者の負担を減らしていくと、そういった方向に制度設定をしていただかなければとてもやっていけないというのが実態だと思うんですよね。その辺、町長として、国に対しても、また京都府に対してですけども、もう少し介護保険に対する財政支出を増やし、安心して運営できるような状況をつくっていただくということを私は強く要望すべきだと思うんですけども、その辺いかがですか。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の介護保険の件について答弁させていただきます。

言われるように、介護保険料は確かに高いというのは私も認識しております。その中で介護保険料の決定につきましては国の算定根拠等がございますので、この制度の中で出されているということでございます。それについてはご理解を願いたい。

ただ、町としましては、今４８％、４９％と言われている高齢化率についてどうしていくかという問題は確かに残ってきますが、これに対する予算措置につきましては、国また府のほうに強く要望する中で、できる限りの制度設計をしていただきながら、町としても、できる限り高齢者が安心して過ごせるまちづくりをしていきたいというようには考えておりますので、その点につきましてはご理解のほうをよろしく願います。

○委員長（村山一彦君）

６番、岡本委員。

○６番（岡本正意君）

それはぜひ強く要望していただきたいというふうに思います。

それで、もう一つ課長にお聞きしたいんですけども、令和３年度の保険料値上げの際に、町としてなぜこれだけの値上げになるのかといったときに、施設サービスの利用が大変大きいと。ということは、翻ってみると、やはり在宅サービスの基盤が整っていない弱い状況があるということの裏返しだということで議論したことはあると思うんですけども、来年度、介護保険が３年ごとの改定が行われるわけですけども、そこに向けて、令和４年度において令和３年度の教訓も踏まえて在宅での受け止め、サービスの充実、基盤強化という点でどのように具体的に進めておられるのか、その辺、説明いただけますか。

○委員長（村山一彦君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

次期の計画の中で考えておりますところでございますが、やはり今回の計画のときでもご説明させていただきましたが、介護予防のほうに力を入れて、少しでも要介護状態にならないような形を取りたいというふうに思っております。

ただ、今期につきましては、やはりコロナ禍ということでなかなか事業展開まで進んではおらなかったわけなんですけど、本町にあります特別養護老人施設の施設長と社会福祉協議会の事務局長などと協議を進めながら、次の介護予防の在り方についても考えていきたいと思っております。

また、介護事業者が和束町内には定着、増えることがないということで、近隣市町村の事業所、またこのたび老健やましろが一部病床転換された中で、訪問看護等々を充実していくという中で、そちらのほうのサービスを町外からの事業所のサービスを在宅サービスとしてさらに導入していった中で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村山一彦君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

そこはぜひ来年に向けても努力いただきたいと思うんですけども、それに関連して町長にお聞きしておきたいんですけども、総合保健福祉施設を今、整備をしようとしてあります。その中で、より保健・福祉、また医療の拠点としてサービスを強めていきたいということだと思っておりますけども、先ほどの介護予防を進めて、より介護給付自身をいい意味で抑制していくという意味でも、それに取り組むだけの専門職の配置というものを今後施設の整備と併せて配置をしていくということが計画的に行っていく必要があるというふうに思うんです。

今度の保健施設の中でリハビリという観点でのスペースも設けられているというふうに伺っているんですけども、例えば、そういったところにＯＴであるとＰＴであるとか、そういう療法士の配置であるとか、それから栄養士などをしっかりと配置していくということもそうですし、もう一つ、高齢者などの介護予防という点で、最近、一番注目されているのが口腔ケアですね。そこについてケアを本当に徹底していくという中で、いつまでもちゃんと食べれるような状況をつくっていくことが介護状態に陥っていくことを止めていくという一つの力になると言われてますけども、そういったことも含めてやはり専門職の配置、また、そういったもの進めるための必要な補助などを考えていただく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺、町長のお考えはいかがですか。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、今の岡本委員のご質問でございます。

私もその辺についてはプロではございませんので、答弁が難しいところがございますが、就任当初、今、和束町のほうに来ていただいています医師に、その点につきまして、新たな施設での医療の在り方について検討していただきたいということをお願いしております。その提案をしていただいた中で原課とも調整しながら、新たな施設を有効に活用できるようにしたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひします。

○委員長（村山一彦君）

岡本委員。

○６番（岡本正意君）

今後、町として町独自に専門職を確保して、それをしっかりと活用していくということが介護予防など健康づくりにもしっかりとつながっていくというふうに思いますの

で、そこはぜひ具体的に配置していただきたいというふうに思います。

最後に、診療所の関係で一つだけお聞きしておきたいですけれども、令和４年度は町のほうも努力いただいて医師の配置というものをさせていただきました。今の先生の下で、一定の診療体制の見直しも行われたというふうに思うんですけれども、そのあたりの新しい医師を配置されての診療体制の状況は令和４年度はどうであったかというのを確認したいのと、前にやっていた夜診などがまだ実施されてない状況もありますけれども、令和４年度の状況も踏まえてそういった方向の検討などは行われているのかどうか、その辺、答弁をいただきたいと思います。

○委員長（村山一彦君）

診療所事務長。

○診療所事務長（島川昌代君）

現在の診療所の体制は、去年から来ていただいております常勤医師、牛込先生１名、あとは非常勤の医師が４名、薬剤師１名、看護師４名、そして受付と事務それぞれ１名体制で運営しております。診療所としましては、現在の患者数からいきましても今の体制を維持していければと思っております。

再来年になるんですが、新しく総合保健施設のほうもできまして、そちらのほうで診療部門も開始になりますが、そのときの体制につきましては、また状況を見た中で町とも相談させていただいて、いろいろ協議させていただきたいと思っております。

そして、夜間診療の関係につきましては、令和２年４月をもって当面休診とさせていただいておるのですが、今現在の診療体制におきましては、医師のほうも京都のほうから来ていただいておりますので、なかなか難しいのではないかと考えております。

○委員長（村山一彦君）

７番、畑委員。

○７番（畑 武志君）

それでは、決算意見書の中で監査委員からこのように指摘されております。

人口減少や少子高齢化等が進む本町において、今後の税収の伸びが期待できない状況を踏まえ、犬打峠トンネル開通など和東町にとって大きな変革を迎える機会を逃がすことなく、新たな第5次総合計画を指針とした住民との協働による「和の郷 知の郷 茶源郷和東」を目指すまちづくりを期待されていると、このように意見書の中にあるわけです。そこで、町長、犬打峠の開通を見据えたまちづくりですが、これは何回も皆さん方がお聞きしておるわけでございますが、この点について簡単に一つだけお願いいたします。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今、畑委員からのご質問でございますが、先ほど山本委員からもご質問がございましたように、犬打峠の開通に向けた取組はいろいろな形で過去から行ってきております。それが令和4年度の決算の中にも表れているものと感じております。

その中で、今までは農業を中心というまちづくりをしてまいりましたが、それに併せまして、いろんな企業等の活動も活発になってきております。特に観光産業について今まで以上に理解を得られるようになってきておりますので、この点については伸ばしていきたい。それを伸ばすことによって和東町のまちづくりを前向きに進めたいと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（村山一彦君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

お茶を中心としたまちづくりということも今までやってこられたわけですが、昨今のつくっておられる畑は600町歩から400町歩、これも半分の300町歩ぐらいになるのも時間の問題と、このように思います。高齢化等々で耕作できないと。特に、田んぼでもこの周りでも荒れてきております。そうしたことが十分考えられるわけで

すが、宇治茶の産地の和束としては何とかして残さなければならないと、このように思うんです。町長のお考えはいかがですか。

○委員長（村山一彦君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今おっしゃられましたように、私が茶業係長をしていた頃では約 600 ヘクタール、約 460 軒の農家がありました。この 4 月に農村振興課長になりましたときには農家数が約 260 ぐらいに落ちてました。面積も集約がかかっておりますので、600 から 450 ～ 460 ヘクタールにはなっているかと感じております。

その中で、一つとしては、今までは揉んで出荷をするお茶だけでしたけれども、ここ数年につきましてはあぶる形になりまして、パウダーというお茶が出てます。今年の出荷量を見ますと、約 85 % ぐらいがパウダー系のお茶に変わってきているという状況になります。産地としましては、できる限り揉んだリーフのお茶をメインとした茶づくりをしたい。その上で加工のできるお茶を作っていきたいということもございます。

それと併せまして、荒廃する茶園につきましては、荒廃さすだけでなく、荒廃の中から何か新たなものが得られないかということの、今、取組をやってもらっています。

一つとしては、椿油系の油とか、そういうものができないかというようなことも、今、ベンチャーが取り組んでくれたりしております。そういうところも含めて、飲むお茶から食するお茶、そして、それをまた加工していくお茶ということで、お茶を中心とした新たな産業が何かできないかということもいろいろ研究してくれているチームがございますので、この辺も含めて伸ばしていきたいというように思いますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○委員長（村山一彦君）

7 番、畑委員。

○ 7 番（畑 武志君）

お茶について困った問題、米作りにしろ一緒だと思います。これは答えも出てきません。

次に、104ページの交流ステーション農産物直売所、これについて担当課にお尋ねをいたします。

これは3年になるのかな。この間、毎年毎年の1年間の売上げというのは大体把握されておりますか。言ってください。

○委員長（村山一彦君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

畑委員のご質問にお答えさせていただきます。

手持ちに詳細なデータがございませんが、2022年の売上総額は約1,200万円、2023年1月から8月までで1,180万円でございます。

以上です。

○委員長（村山一彦君）

7番、畑委員。

○ 7 番（畑 武志君）

これぐらい売れとるのはびっくりしました。というのは、実はこれを立ち上げるときに私こういう質問もしているんです。農産物を売るということは、地産地消で産地直売でよろしいと思うんです。今ニュースを調べてきました。当初は仕入れて売るということは絶対ございませんという答弁をいただいているんです。ここに議事録があるんです。ところが現実問題、市場から仕入れておられるでしょう。最初の話とは少し違う方向に進んでいるんです。

ここらはハウス栽培もないから冬場の農閑期に野菜なんか採れるわけはありません。だから、恐らく仕入れているでしょう。だけどね、最初の話と全然違う方向へ進ん

でいるんですよ。仕入れません、このことについては何回もお尋ねしております。その辺が分からないんです。初めに言ってた話と全然違うということがいつまでも引っかかってるんですよ。課長、この辺を知ってる限りでお願いします。

○委員長（村山一彦君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

畑委員の質問にお答えさせていただきます。

私自身、その当時の話はどうか分からないんですが、今現在いろいろな商品を取り扱っておるんですが、和東で取り扱っていない商品のみをよそから仕入れていると聞いております。

以上です。

○委員長（村山一彦君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

確かに和東でない商品は入っていることは事実です。しかしながら、名前を出すのもよくないけれど、上粕の丸寿さんから入っているんですよ。上粕の市場から入っているでしょう。だから、こんな嘘ついて交流ステーションを建てるということが現実起こったんやったら、これはいいのか悪いのか。本当に農家のおばあちゃん連中、おじいちゃん連中が作っておられる、この気持ちはありがたいことです。そうすると、例えば市場から仕入れてきたら各商店で、店を持っておられる方はどうなるんですか、首しめるだけでしょう。だから、初めから市場から絶対仕入れないねと言ったときに、当時の課長は「仕入れません」と、このように言っておられます。ここらのはき違いをしないでくださいよ。

今、誰がやっておられるのか担当者は分かりませんが、この言葉を課員が知ってるか知らないかです。そういう課長の訓示が行ってるか行っていないか。多分行ってな

いでしょう。平気でそんなことをやってるんですから、駄目ですよ。これは時間がありませんからね、7問ですからね。今、3問入ったね。これについて、これは一つ課題として置いておきます。

○委員長（村山一彦君）

畑委員、副町長に答弁いただきます。

副町長。

○副町長（奥田 右君）

畑委員の質問で答弁させていただきたいと思います。

交流ステーションができましたのが令和3年7月ということで、正確に言いますと今現在2年と2か月たっております。売上げにつきましては、先ほど課長が申しましたように、約1,200万円前後です。これにつきましては、品物を持ってきていただいて、そこで買っていただいて、その手数料20%をいただいて、それで運営しているということで売上げはそれだけありますけれども、実際その2割、単純に言って260万円の中から全ての経費を算出されているということで、これはご理解をお願いしたいと思います。

それで、今の会員につきましては100人おられます。実際あの中で運営されているのが正味60人か70人ぐらいの方が通常品物を納めておられると聞いております。今ありましたように野菜類、それと和東町内で栽培されておられる花卉類、主に仏壇とかに使われるものと加工品、和束茶を使った2次製品、これも扱っておられます。それと、手づくりの手芸とか園芸関係、これは高齢者の方がそこで集まっていいただいて、自分らで作ったものを買っていただけますかということでやっておられます。そういうことで初めにここをつくったときに町民の方の交流の場所ということで建設していこうと。だけど、交流の場所といっても何か目的がなかったら集まってもらえないので、一つは、民間がやっておられた直売所がつぶれていきましたので、奈良とか木津とかに町内の方が持って行って売っておられるというのを聞きましたので、でき

るだけ町内のほうでそういった場所を設けようじゃないかということであそこをつくらせていただいております。

先ほどありました市場から買ってるということは、加工品で一部あるというのは聞いておりますけれども、私も確認しているんですが、130点か40点ぐらいの品物が出ていると思います。ほぼ町内の方がやっておられますし、今は野菜だったらカボチャとかたくさん並んでおります。それは誰が生産したか全部明示して、バーコードをつけた中で処理されておりますので、初めの建築のときの目的と変わらない方向でやっていただいていると私は思っております。

これは和東の郷という協議会、みなし法人でこれは税務署にも登録していますし、税務署の税金のほうの関係もやっておりますし、そういったことで整理はしておりますけれども、建設した当時の趣旨というのは、今、畑委員が言われたとおりだと思っておりますので、今後1年に1、2度、代表者とお話をするときがありますので、そういったことも含めて今後また議論したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（村山一彦君）

7番、畑委員。

○7番（畑 武志君）

この野菜の話に入る前に、なぜこういう話になったかというと、知り合いの方が野菜を買ってきました。見せてもらったら、こんな野菜は採れないだろうと。和東で採れるんですかというところから疑問が湧いてきたんですよ。だから、今、副町長が言うように、2次製品でお茶を使った加工品は十分結構でございます。だけど、野菜等については仕入れませんと言ったやつを仕入れてるから、これはおかしいと言ってる。といって、あそこの店を閉めるということはございません。会員が100人いて60人から70人楽しみにしておられる方がおられるんですから、これはこれで結構なんです。しかし、そこを十分精査した中でやっていただかなければ、だまされたことになる。これについてはこれ以上言いません。

○委員長（村山一彦君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

畑委員のご質問を踏まえまして、協議会と今後お話しさせていただきたいと思うんですが、露地物ってありますね。それとハウス物も作っておられるんです。ただ、露地物でしたらこの季節では絶対採れない。早生とかありますし、栽培の方法はいろいろありますので、私も確認しておりませんので分かりませんが、そういったことも含めてまた今後協議会と十分お話しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（村山一彦君）

7 番、畑委員。

○7 番（畑 武志君）

今年は非常に暑いですから、まだまだこれから野菜も採れてくると思います。しかし、問題は寒期、冬、トンネルハウスをするような体力はないという中で、恐らく無理でしょう。これが一つ懸念するんです。といって、野菜が欲しいと言ってこられたらやぶさかではないでしょう。だけど、やっぱりその辺の区別だけははっきりしておいてください。そうでないと議会で何を論じてきたんやと、このようになります。よろしくお願いします。

それと、もう 1 点、総務課長にお尋ねをいたします。お尋ねというか要望なんですけどね。

相楽中部消防組合負担金 1 億 4,000 万円ぐらいを投じております。なぜこの問題を引き合いに出してきたかというのは、去る 9 月 18 日に救急車を要請したところ、和東の出張所は出払っていたと。出張所から加茂へ要請をかけた。加茂から救急車が来てくれました。ところが、その道はとんでもないコースを走ってきたんですよ。これは前に釜塚のほうでストレッチャーが何百メートル走っていた、その経過と同じ

なんですよ。多分、加茂から来たときには、その道をしらなかったと思うんです。大きな救急車がすれすれの道を入れてきてよく脱輪をしなかったなど、こういうような話になっていたんですね。どういう指導体制を取られているのか、和東やったら恐らく知ってたと思います。ところが、加茂から来たから分からなかった。これでは済まないと思うんです。たまたま救急車を呼んで命にどうのこうのという状態ではなかったから、そこで大分手間取りましたけど何とか行けたんです。恐らく中部消防あたりで和東から加茂へ出る場合もあるでしょう。ここだったら和東が要請したら恐らく加茂から来てくれるんですけど、この地形ぐらい署員は把握してもらわなあかんと思います。こんなところで論じてもしようがないですから、総務課長からひとつ向こうへ要望しておいてください。

ただ、こういう実態があったと。9月18日の夜です。それでまた今度は出るときにまだ通れんような道を行こうとしたんですよ。何を考えてるんだということになってきたんですけど、これだけはひとつ総務課長のほうから消防署へ要望しておいてください。

○委員長（村山一彦君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

畑委員からありました今の質問でございますが、何年か前にも和東の道につきましては、救急車また消防車の通れない道はございます。ですから、和東町の消防団につきましては、現在、軽自動車のポンプ付の積載車を購入させていただいております。

以前にも同じようなことがございまして、和東出張所の所長のほうには申し上げました。実際、和東出張所の中では和東の大きな地図を持たれまして、この道は救急車が走れる、走れない、走れない場合は指令車という小さな車を一緒に走らせて住民の方まで迎えに行くという対策を取っていただいておりますが、今回の9月のお話につきましては、私のほうから再度、和東出張所、和東出張所の救急車が出払っている

ときには他の応援がございますので、本部の指令のほうにもその旨を伝えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村山一彦君）

質疑を終結します。

会議の途中ですが、ただいまから午後２時３５分まで休憩いたします。

休憩（午後２時２３分～午後２時３５分）

○委員長（村山一彦君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

６番、岡本委員。

○６番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

私は、認定第１号、第３号、第４号、第５号、第６号、第７号に反対の立場から討論を行います。

まず、認定第１号 一般会計決算についてであります。

令和４年度は、３年目を迎えたコロナ禍に加え、従来からの円安やロシアのウクライナ侵攻の影響も受けた異常な物価高騰が深刻化する中、食料品やガソリン、電気料金等の高騰が家計を直撃し、肥料や燃料などの高騰が茶農家などの経営を圧迫しました。

令和４年度は町税や国保税収入が増加いたしましたが、これは決算意見書でも指摘があったように、前年度のコロナ関係の給付金等が収入所得認定されたことの反映であり、健全な意味での税収増とは言えず、むしろ家計や生業には重い負担となりました。その意味でも、令和４年度は、これまで以上に住民生活や生業への支援強化が求められました。また、新型コロナ感染が本町でもこれまでになく拡大する中、検査や

診療体制の整備・充実も大きな課題となりました。

このような中、私としましては、議会での質問、質疑はもちろんのこと、その時々、幾次にわたり対策強化の申入れや要望を行い、可能な限り、住民生活や生業を直接支援する施策を途切れなく実施されることを求めてまいりました。町としても、その内容も受け止めていただく中で、一定の努力をいただき、施策に反映していただいた部分もございます。

特に、コロナや物価高騰対策の国からの交付金につきましては、商品券の支給や水道基本料金の免除、農家への肥料代補助、子育て世帯への給付金など、一定、大きな割合で直接的な支援に振り向けていただきました。また、コロナ感染対策において、診療所での検査体制の整備や検査の実施、福祉現場等での定期的な検査実施等に取り組みられた点は評価できる点です。

現在においても、物価高騰がますます深刻化し、5類移行以後も感染拡大が続く新型コロナウイルス感染の状況が続く中で、令和4年度の実績も踏まえ、国等からの交付金の使途は、今後も可能な限り暮らしと生業に直接届く支援に充当されることを改めて強く求めたいと思います。

その上で、令和4年度の事業においての問題点や改善いただくべき点などについて、審議のほうは十分したとは言えませんが、幾つかの観点から指摘させていただきたいと思います。

第1に、暮らしや生業への支援強化という点で、国からの交付金頼みの域を出ず、災害並みの緊急事態にふさわしい取組にはならなかった点です。

令和4年度はその1年単位においても困難が大きい1年でしたが、それ以前におきましても、令和2年度から続くコロナ禍とともに、令和3年度の茶の凍霜害、介護保険料の大幅値上げ、国による年金カットや医療・介護の負担増など、度重なる痛みや困難を受けての令和4年度でした。まさにこれまでにないほどの暮らしや生業の困難が強まる中で、国や府が役割を発揮することは当然であります。一番身近な行政で

ある町自身の独自の姿勢が極めて弱いと言わざるを得ません。その姿勢が、このタイミングでの水道料金の大幅値上げを平気で押しつけた背景にあると考えます。

町に独自の財源がないわけではなく、決算時点においても約10億円の財政調整基金があり、各種基金を積み立てた上で約4,500万円の黒字も計上されております。いざというときの基金はもちろん必要であります、適切な規模で取り崩し活用を図る中で、住民生活や生業、地域経済を支えるのが行政の責任であり役割であります。もう少し機動的で機敏な対応を今後とも求めたいと思います。

第2に、定住促進の取組についてであります、令和4年度における人口の増減は81人の減少で、一時期に続いた100人規模の減少とはなりませんでした、引き続きそれに近い減少傾向は止まっています。

人口動態の指標を見ると、出生数7人、死亡数70人の差引きでマイナス63人と人口減の大部分を占めており、若い世代、子育て世代の定住が人口増の鍵であることは明らかなだと思います。それらの世代の定着の上で大切なのは、子育て支援の充実とともに住宅の整備、確保にあると思います。住む場所の提供・確保の点では空き家の活用が主な受け皿となっていて、この間は一定の成果を上げておられる状況も見られますが、空き家のみでは限界があり、やはり一定数の公営住宅の整備・提供が必要です。しかし、この点での具体的な取組が見られず、早急に計画を持ち、具体化することが喫緊の課題となっていることを改めて強調したいと思います。

子育て支援の充実の面では、これまでの取組に加え、令和4年度におきましては保育料の完全無償化が実施されたことは重要な前進です。一方で、これまで取り組んできた医療費無償化などの先進的な施策は、今や相楽でも府内でも同じ水準に拡充が行われ、先進的な位置ではもはやなくなってきております。学童保育や義務教育費、高校生通学費などの無償化や学生支援など、さらに思い切った拡充が求められており、次年度に向けて早急に検討・具体化をすべきと考えております。

第3に、公共交通充実の取組についてであります。

令和４年度は、年度後半からW a z C a rによるデマンド型乗合交通の実証運行が実施され、一定の具体的な取組が進められました。また、この実証運行は令和５年度からの湯船地区の路線バス廃止を前提に行われたこともあり、実証運行とは言え、バス路線廃止後の住民の移動権を守り、生活の足を確保する重要な意味を帯びたものでありましたが、令和４年度の内容はそれにふさわしいものとは言えませんでした。

W a z C a rの利用はこれまでとは違い事前の登録や予約が必要であり、エリア間の料金の違いやドアツードアではなく最寄りの停留所から停留所、またはバス路線との接続など複雑な内容であったにもかかわらず、運行前の事前の説明は極めて不十分でした。

また、当初はエリア間をまたぐ料金が片道６００円もかかるなど高い設定であったり、停留所の配置も利便性よりも車両の行ける範囲が優先され、地域によって利便性に大きな格差が生まれるなど、これまでの和東での交通事情を踏まえたとは思えない内容でスタートしたことも問題があったと思います。これらの課題は実証しなければ分からないことではなく、既に明確になっていたことであり、利用が進まなかったのは当然の結果と言えます。

これらの状況を踏まえるならば、４月からの湯船地区での路線バス廃止は適切ではなかった面もあったことは否めず、最低でも実証運行の分析を区民の方に説明し、理解を得た上で判断する必要があったのではないかと考えています。

第４に、総合保健福祉施設の整備に関わる経過の不透明さについてであります。

現在、施設整備は工事請負業者も決まり、いよいよ完成に向けて進められようとしておりますし、町の保健福祉・医療のみならず、住民の交流や活動の新しい拠点として、よりよいものができることを私も期待しております。それだけに施設整備に関わる経過に１点の不透明さがあってはなりませんし、説明責任が果たせるものでなくてはなりません。

問題はきわめて単純であり、町自ら策定された施設整備の公募型プロポーザルの規

定を無視し、選定委員会が1位に推した業者の第一優先交渉権を認めず、2位の業者と同列に扱い、結果として2位の業者を受注業者に決定したのはなぜなのかという疑問であります。

2位の業者が受注業者となる事はあることですが、それは規定どおりに進めたとしても可能なことです。にもかかわらず、あえて規定を無視してまで2社を同列にして選定したからこそ、受注した業者でさえ「通常とは異なる選定方法になる」ので、丁寧な説明を求め、「公共事業としての公正さに疑いをはさまれないような選定に関する情報公開」を求めたのであり、関係団体からも相次いで疑問や懸念が表明される事態に発展したのではないのでしょうか。

ところが町は、一貫して説明を拒否され、「町長の裁量による判断」という曖昧で不透明で頑なな返答を続け、不誠実な姿勢に終始されました。選定経過に問題がないと言うのであれば、町長の裁量などという曖昧な言い方でごまかすのではなく、明確な理由を丁寧に説明されればよいのではないのでしょうか。

この問題での町の姿勢や対応は、「公共事業としての公正さに疑い」を持たれ、住民的にも対外的にも町の信頼を大きく傷つけたことを自覚され、今からでも説明を尽くし、今後の教訓にされることを求めたいと思います。

第5に、高齢者の暮らしを支える施策の弱さの問題です。

令和4年度末における本町の高齢化率は48.2%となり、50%も目前であります。住民の約半分を占める高齢者の暮らしを支え、安心して住み続けられる町にすることは、まちづくりの中心とも言える柱の一つであります。しかし、実状は厳しいものがございます。頼みの年金は減らされ続け、年金から天引きされる保険料などの負担は増える一方で、この間のコロナ禍の中でも高齢者への支援は他の世代に比べても極めて弱いものでありました。

社協への委託事業として実施されている配食や紙おむつ購入補助等の福祉施策も長きにわたり充実に向かわない状況も続いております。シルバー人材センターの開設も

いまだにできておりません。介護保険に基づく在宅サービスの基盤整備も遅れており、近い将来、若い世代の流出と同様に、今後徐々に高齢者の流出も増える傾向も見られ、抜本的な対策強化を求めたいと思います。

最後に第 6 に、相楽東部広域連合による教育委員会などの運営を真剣に見直す必要があると考えます。

教育委員会の統合については、当時の地方財政の事情が優先され、現場も住民も知らないところで発案され、丁寧な検討も説明も行われないうまま拙速に行われたもので、もともと教育的な意味はありません。コロナ禍の下で、より身近できめ細かな教育行政の重要性が明らかになる中、教育委員会の事務を町に戻す検討を真剣に行うべきです。

また、広報誌の発行事務も本町に戻し、よりローカル性を発揮した広報に改善すべきことも併せて指摘しておきたいと思います。

以上、主に 6 点について指摘させていただき、一般会計決算への反対討論といたします。

次に、認定第 3 号の国民健康保険特別会計決算について反対討論を行います。

まず、事業勘定についてですが、一つは、国保税の負担軽減が必要であり、十分可能であった点です。

異常な物価高騰が進む中で、固定費でもある保険税負担がより重くなり、現年度分の納入率は約 97%あるものの滞納分は 30%に届かないなど、ギリギリの状況が伺えます。令和 4 年度の税収が前年度の新型コロナ関係給付金が所得認定されたことを背景に約 2,200 万円も増えておりますが、一般会計でも触れたように健全な意味での増収とは言えず、生活実態に即さない重い負担となったと言えます。その結果も反映して約 3,400 万円もの黒字決算となっていることから考えても、税の引下げや軽減を行うべきだったと考えます。

二つ目は、昨年も指摘しましたが、短期保険証の発行は明らかな人権侵害であり、

改めて正規の保険証を渡すことを求めたいと思います。

直診勘定につきましては、令和４年度から新たに医師配置を行ったことは大変前進でありましたし、町の尽力に敬意を表したいと思います。今後の地域医療の充実・強化に期待するとともに、以前実施していた夜診の再開など診療体制のさらなる充実を強く求めておきたいと思います。

以上、国民健康保険会計決算への反対討論といたします。

次に、認定第４号 簡易水道事業決算について反対討論を行います。

何よりもコロナ禍や異常な物価高騰により暮らしや生業に深刻なダメージが襲っている最中に、命や暮らしにとって必要不可欠な水の料金を大幅に値上げしたことは許されません。しかも、これだけの大幅な値上げと重い負担を押しつけておきながら、住民にも議会にも何らまともな説明も情報提供も意見聴取もされないまま強行したことは明らかに暴挙であります。このような乱暴なやり方で値上げを強行したことに何ら反省もなく、「説明責任を果たした」と開き直られる町長の姿勢は到底許されないと考えます。

以上、反対討論といたします。

次に、認定第５号 下水道事業決算についてであります。河川等の環境改善や生活環境の改善など、下水道事業が果たす役割は理解していますが、依然として、接続に伴う負担の軽減など、有効な未接続世帯対策が行われていないことは大きな問題であり、早期に具体的な手立てを打つべきであることを指摘し、反対討論といたします。

認定第６号 介護保険会計決算についてであります。第１に、府内で一番高額な保険料負担が重くのしかかっている点です。その一つの指標である普通徴収の高齢者の徴収率が約８５％にとどまり、さらに滞納分の徴収率が約３１％にとどまっていることは、負担が限界になっていることを示しております。その一方で、実質収支で２，４１３万円もの黒字を計上しているのはあまりにもバランスを欠いております。

令和３年度の保険料値上げの影響額は約１，８００万円程度でありましたが、令和

3 年度に続き令和 4 年度も影響額を上回る黒字を計上されており、値上げそのものの妥当性が問われております。十分に保険料を引き下げる条件はあったことは明らかであり、年金カットに加え、異常な物価高騰に苦しむ高齢者の暮らしを支えるためにも引下げを行うべきだったと考えます。

第 2 に、在宅サービスの充実の方向性が不透明な点であります。

令和 3 年度の保険料大幅値上げの要因となった施設利用の増加を踏まえ、次期計画に向けて在宅でのサービス充実を求めています。具体的な動きや方向性がまだ見えておりません。来年度の次期計画策定を控え、真剣な検討を強く求めたいと思います。

以上で反対討論といたします。

最後に、認定第 7 号 後期高齢者医療決算についての反対討論を行います。

保険料軽減措置も今や廃止となり、コロナ禍の下、高齢者の負担はますます厳しくなっております。令和 4 年度中に、窓口負担の引上げが行われ、ますますこの制度の矛盾が拡大しております。そもそもこの制度は、年齢によって医療を差別する憲法違反の制度であり、直ちに廃止すべきものであります。町としての独自の軽減策の検討や実施を求めるとともに、一日も早い制度の廃止を強く求め、反対討論といたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（村山一彦君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

7 番、畑委員。

○7 番（畑 武志君）

賛成です。

日程第 1 号 令和 4 年度和束町一般会計歳入歳出決算認定の賛成討論を行います。

令和 4 年度の決算状況について、一般会計の歳出総額を前年度と比較すると 10.6% 増の 41 億 8,309 万 5,000 円となり、実質収支額は 4,462 万 8,000 円の黒字となりました。

新型コロナウイルスは5類に引下げとなり、徐々にコロナ禍以前の活気が戻りつつありますが、まだまだ終息の見通しは立っておりません。併せて、ウクライナ侵攻による原油価格・物価高騰も発生し、現在も住民生活や経済活動に多大な影響を与えています。このような状況下において、事業の中止・規模縮小はあったものの、3年ぶりに茶源郷まつりが現地開催されるなど、コロナ以前の町政運営が徐々に戻りつつあります。

また、令和3年度から第5次総合計画による町政がスタートされ、住民生活を守る施策だけではなく、未来の和束町を見据えた施策も展開されてきました。

まず、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種について、令和3年度に引き続き全庁的な接種体制を構築し迅速に接種を進めるとともに、子育て世帯や非課税世帯等への給付金施策を実施されました。また、物価高騰の影響を受ける茶農家への支援や住民生活を守るための生活応援券事業等も実施されるなど、限られた財源の中で支援が必要な対象者に対して適切な支援を行うなど、住民生活の下支えとなる施策を展開されました。

また、保健・医療・福祉の総合的な拠点としての総合保健福祉施設の整備事業が本格的に着手され施設の設計業務を行うとともに、社会福祉センターの解体が進められるなど、施設整備に向けた取組が進められました。

さらに、令和3年度から大幅に増加した普通交付税や相楽広域行政組合の基金の清算金について、減債基金や地域福祉基金へ積立てを行い、財源の確保と将来にわたり安定的な財政運営を継続できるよう努められております。

本町の喫緊の課題であります人口減少や少子高齢化の解消について、和束保育園耐震改修工事が完了となり保育環境の向上が期待される中、保育料や医療費・給食費などの無償化を継続し、子育てしやすいまちづくりに向けて、引き続き取組を推進しておられます。

その他にも、災害の激甚化が進む中、老朽化に伴い架け替えが必要と診断された祝

橋・石寺橋の架替工事や河川の凌渌など住民の命と暮らしを守るための取組、利便性と財政負担を考慮した奈良交通バスの路線見直しとデマンド型交通「W a z C a r」の実証実験、観光需要の回復を見据えた和束茶のブランド化や特産品開発など、安心して住みやすく活気のあるまちづくりのための取組を推進されてきました。

以上、令和４年度は、第５次総合計画に掲げる将来像「和の郷、知の郷、茶源郷和束」の実現に向けた事業を展開されました。

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰による影響で住民生活・行財政運営ともに非常に厳しくなっていますが、総合保健福祉施設整備事業や祝橋・石寺橋架替事業など大規模事業が本格化されるところであり、来年度に開通予定の犬打峠トンネルや中長期的な財政展望を見据えた上で着実に事業を進められるとともに、併せて、足元の住民の暮らしを守る取組についても引き続き実施され、第５次総合計画に掲げるまちづくりの実現に向けた様々な取組を推進されることをお願い申し上げまして、令和４年度和束町一般会計歳入歳出決算について賛成するものでございます。

私の賛成討論といたします。

続いて、認定第３号 令和４年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和４年度の決算状況について、事業勘定・直営診療施設勘定両勘定合わせて約３，７２２万円の黒字決算となっています。

まず、直営診療施設勘定においては、前年度と比較して診療収入が２５．３％、約１，０８８万円の増加、一般会計繰入金が３８．３％、約１，３８９万円の減少、歳入歳出差引額は約２７８万円の黒字となっています。令和４年度からの新体制での運営による経営改善の効果が見られます。

次に、事業勘定において、歳出総額を前年度と比較すると１６．７％、約９，２２０万円の増加、また、歳入総額では１４．５％、約８，５７６万円の増加、差引約３，４４４万円の黒字となっています。

事業勘定において主要な歳入の一つである国民健康保険税について、新型コロナ関係の事業費補填の給付金が収入の底上げに影響したことなどにより約2,207万円の増加となりましたが、歳出では新型コロナウイルス感染症の影響と思われる受診控えが回復したこと等により、保険給付費が保険税を上回る約5,261万円の増加となりました。しかし、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったことから、保険給付費の大幅な増加にも対応できる安定した財政運営であることが伺えます。また、財政調整基金に4,410万円積立てをされていることについては、来年度以降の税率改正において被保険者の負担軽減につながる活用をしていただきたいと思います。

今後とも、住民の健康と命を守る施策の充実のためにご努力いただくことを期待し、私の賛成討論といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（村山一彦君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

賛成です。

それでは、私のほうから、認定第4号 令和4年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和4年度は水道料金の見直しが行われ、住民の皆様には大きな負担を与えることとなりました。しかしながら、今回の見直しについては、安心安全な水を安定的に供給するために実施されてきた「統合簡易水道事業」を主な要因とするものであり、私たちの生活を守り、水道事業を維持していくためには致し方ないものであったと認識しております。

令和4年度決算においては、前年度と比べ元利償還額が約2,000万円増加していることから、これまでの経営状況とは異なり、より一層、厳しい経営を強いられ

ていることが分かります。このような厳しい経営状況の中ではありますが、新型コロナウイルス感染症などの影響を受ける住民生活を下支えする施策の一つとして、令和4年7月から令和5年3月までの9か月間にわたり、国からの補助金の範囲の中で水道基本料金の軽減を実施され、住民負担が過大とならないよう、でき得る限りの措置を講じてられました。

また、令和4年度は、計画的な施設更新や災害時の復旧作業に備えた「水道施設台帳システム」の構築、持続可能な経営基盤の確保などを目的とした「公営企業法適用化」などに着実に取り組んでおられます。さらに、ここ数年にわたり、水道料金の徴収率は99%以上を維持されており、住民の皆様の公平性を確保する観点からも、日々の徴収努力を継続されているなど、足元の経営努力と併せて、将来を見据えた事業にも取り組んでおられる点については評価できるものと考えております。

今後さらに元利償還額が増加していく中で、経営状況はますます厳しくなっていきます。その一方で、老朽化が進む施設設備の更新を実施する必要性があり、特に、旧西部水源の管路更新は喫緊の課題となっていることから、将来的な経営状況を見据えた上で計画的に進めていただきたいと思います。

今後も、より一層経営の効率化を図りつつ、独立採算の原則の下、安心安全で安定的な水の供給に取り組んでいただけることをお願い申し上げまして、令和4年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について賛成するものでございます。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

続いて、認定第5号 令和4年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

下水道事業は、家庭や工場などからの汚水を処理し、公衆衛生の向上や河川等の公用水域の水質保全などを形成するため、重要な社会インフラの一つであります。本町においても、平成12年の下水道供用開始以降、生活環境の改善や豊かな自然環境の保全などに寄与しており、大きな役割を果たしております。しかしながら、令和4

年度決算に目を向けてみますと、料金収入だけでは経営を維持することができず、資本費平準化債の借入れを行った上で、さらに一般会計からの繰入金に依存した経営状況となっております。

また、供用開始から20年以上が経過し、ここ数年は老朽化に伴う設備の更新や修繕に要する支出が多額となっており、今後はさらに中央浄化センターの基幹設備の更新に大規模な投資が必要となることが見込まれます。

このような状況を踏まえると、決算審査意見書でも触れられているとおり、本町の下水道事業の在り方を見直す時期に来ていると考えられます。現在策定が進められている「ストックマネジメント計画」を早急に策定し、下水道事業の在り方を含めた今後の経営方針について検討していただきたいと思います。

以上のとおり、現在の経営状況については抜本的な改革が必要である一方、下水道本来の目的である汚水等の処理に関しては、適切に日常的な維持管理を行いながら安定的に汚水処理を行っておられ、生活環境の改善や豊かな自然環境の保全などが図られております。また、徴収率も99%以上を維持されるなど、経営努力にも努められている点などを勘案し、令和4年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算について賛成するものでございます。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（村山一彦君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

賛成です。

私は、認定第6号 令和4年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論をいたします。

介護を社会全体で支えることを目的に、介護保険制度が創設されて23年が経過し、和束町では現在およそ390名の方が要介護認定を受けておられます。サービス面で

見ますと、特別養護老人ホームや老人保健施設などに約 90 名の方が入所され、210 名を超える方がデイサービスやホームヘルプサービスなどの居宅介護サービスを受けておられます。

令和 4 年度における保険給付費は総額約 6 億 1,700 万円余りとなっており、第 8 期介護保険福祉計画で見込んだ給付費より 4 % 余りの減となっており、事業計画に基づく円滑な制度運営がなされていると判断されます。

また、平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、介護認定を受けずとも、基本チェックリストによる判定のみで生活支援サービスが利用できるようになり、生活支援サービスに係る費用として約 1,060 万円余りの額が、また、新型コロナウイルス感染症対策をしながら、いきいき元気塾やすこやかファイト教室などの介護予防事業としておよそ 410 万円余りの額が支出され、高齢者の自立に向けた取組が続けられていると評価できるものです。

また、利用料負担の低所得対策として、高額介護サービス費などにおよそ 2,000 万円、施設サービスに係る食費・居住費の自己負担額の軽減を図る特定入所者介護サービス費に 3,200 万円余りが支出されており、低所得の方でもサービス利用が困難とならないよう適切な運用がされています。

本町の介護保険料は全国平均より高くなっていますが、これは先ほど述べましたように、多くの高齢者が施設入所や在宅サービスを利用されているためで、コロナ禍であっても介護サービスが十分に提供されていると言えるものです。

今後さらなる介護サービスの充実と保険給付費の適正化を要望して、私の賛成の討論といたします。

委員各位の賛同を期待いたします。

○委員長（村山一彦君）

3 番、山本委員。

○3 番（山本達也君）

賛成です。

私は、認定第7号 令和4年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年の制度創設以来、制度運営が図られ、定着しつつある制度になってきています。こうした中で、令和4年度和束町後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額が約7,919万円、歳出総額は約7,860万円となっており、歳入歳出差引額は約59万円の黒字であります。

収入の主なものは保険料収入で、全国では2023年、206万人が後期高齢者になると言われている中、団塊の世代の年齢到達による後期高齢者医療への加入や第8期保険料改定の影響から前年度比3.7%増の約4,916万円、また、歳出についても、後期高齢者医療広域連合への納付金が前年度比2.9%増の約7,308万円でした。

新型コロナウイルス感染症に伴う医療機関の受診控えが回復してきたことや被保険者数の増加に伴って医療費は増加傾向にあり、高齢者を支援する現役世代の負担増も懸念されているところです。後期高齢者医療制度においては、より一層厳しい運営となることが見込まれますが、被保険者の健康の維持・増進への取組に努めていただき、病気や介護の予防につながる施策を積極的に充実していただけるよう要望をいたします。

私の賛成討論といたします。各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○委員長（村山一彦君）

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

認定第1号 令和4年度和束町一般会計歳入歳出決算について、認定することに賛

成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第1号 令和4年度和東町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

認定第2号 令和4年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、認定第2号 令和4年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

認定第3号 令和4年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第3号 令和4年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

認定第4号 令和4年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第4号 令和4年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第5号 令和4年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第5号 令和4年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第6号 令和4年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算について、認定する

ことに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第 6 号 令和 4 年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第 7 号 令和 4 年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第 7 号 令和 4 年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

以上で、本特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に一任をいただきますようお願いいたします。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

なお、議長から報告があり、来る 9 月 26 日午前 9 時 30 分より定例会が本議場で再開されますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後 3 時 22 分 閉会